

葛城市 総合計画



悠久のロマンと次代の英知が織りなす
シティ
爽快都市～葛城～

葛城市総合計画

(平成19年度～平成28年度)

悠久のロマンと次代の英知が織りなす

爽快都市^{シティ}～葛城～

平成18年10月

葛城市

葛城市民憲章

葛城市は、美しい自然に抱かれ、悠久の歴史が息づくとともに産業や文化が活発に展開する、昔と今が共生するまちです。

わたしたち葛城市民は、安全で魅力あふれるまちづくりに向け、ここに市民憲章を定めます。

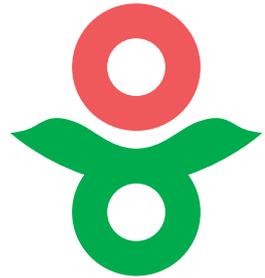
- *恵まれた自然を大切にし後世につなげるまちをつくります
- *かけがえのない文化遺産を守り香り高い文化を育むまちをつくります
- *地域の産業を生かし活力に満ちたまちをつくります
- *たくましい心と体を育み健康で明るいまちをつくります
- *豊かな人間性を尊び若い力を伸ばすまちをつくります

葛城市の市章

上下に配した二つの円は旧新庄町と旧當麻町を表し、二つの円が一つの市へと生まれ変わったことを表します。

下部の緑の部分は葛城山系の山並みや緑に茂る葉を表し、豊かな自然を守っていききたいという願いが込められています。上部に赤い円を配し、全体で花が咲いたように見立て、菊やぼたんの花が咲く、うるおいのあるやさしいまちであることを表しています。

さらに、大空に大きく手をかけたようにも見える造形は、葛城市が輝く未来へ発展していくことへの願いをも表しています。



葛城市の木・花・鳥

【市の木】

いちいがし



くすのき



【市の花】

きく



ぼたん



【市の鳥】

うぐいす



悠久のロマンと次代の英知が シテイ 織りなす爽快都市をめざして



平成16年10月、新庄町、當麻町2町の合併が実現し、県下11番目の市として「葛城市」が誕生し、2年が経過いたしました。これまで「住みつけたいまち・住んでみたいまち」を基本理念に市民の皆様への英知とご協力を賜りながらまちづくりに取り組み、その成果が、一歩ずつ着実に現れてきているところであります。

しかし、少子高齢化、高度情報化、地方分権の進展など社会環境が大きく変化する中で、市民の価値観やライフスタイルは多様化しており、市民ニーズを的確に把握するとともに、積極的な行財政改革を行い、市民と行政が目標を共有し、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

そのような中、昨年度より葛城市のまちづくりの基本となる総合計画の策定に着手し、アンケートによる「市民意識調査」を行うとともに各種団体や市政モニターの代表者で構成される「まちづくり懇話会」また「総合計画審議会」を設置し、より多くの皆様のご意見を反映した形で計画を策定いたしました。

古代の歴史を受け継ぎながら、次代を担う子ども・人々が知恵を出し合い、爽やかに快適な暮らしの場を創造するという思いを込め、新市の将来像として「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市 葛^{シテイ}城」を掲げ、また「安全・安心」「愛着・快適」「やさしさ・生きがい」「参画・活力」の4つを政策の柱とし、新しいまちづくりを進めてまいります。

今後は、計画の実現に向け、国・県をはじめとする関係機関のご指導・ご支援をいただきながら、議会のみなさまをはじめ、市民のみなさまとの協働のもと全力で取り組む所存でありますので、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に貴重なご意見、ご提案をいただいた市民のみなさまをはじめ、計画をご審議いただきました関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

平成18年10月

葛城市長 吉川 義彦

目次

■ はじめに	1
1. 新総合計画策定に際しての時代背景	2
2. 成果重視型総合計画の策定	2
3. 総合計画の期間・構成	3
■ 序論	5
第1章 社会潮流の把握	6
1. 少子高齢化の進展	6
2. 安全・安心に対する意識の高まり	6
3. 価値観・ライフスタイルの多様化	6
4. 産業・雇用構造の変化	7
5. 地方分権社会の進展	7
6. 広域交流の活発化	7
第2章 葛城市の特性と主要課題	8
1. 人口・産業活動の動向	8
2. 市の魅力・地域特性	10
3. 市の財政状況	11
4. 市民のまちづくりへの参加意識	11
■ 基本構想	13
第1章 葛城市の将来像	14
1. 都市の将来像	14
2. 行政経営の理念	15
第2章 基本目標	16
1. 将来人口	16
2. 葛城市の都市構造	17
第3章 政策目標	20
1. 政策の柱	20
2. 政策目標	21
第4章 政策体系	24
■ 基本計画	27
第1章 基本計画の構成	28
第2章 施策目標と達成方針	29
政策の柱1 安全・安心～安全がまもられ、安心して暮らせるまち～	29
政策の柱2 愛着・快適～自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまち～	45
政策の柱3 やさしさ・生きがい～心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち～	69
政策の柱4 参画・活力～市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち～	95
■ 資料	107

はじめに



1. 新総合計画策定に際しての時代背景

総合計画は、行政運営を図るための総合的な指針としての役割を果たすものであり、各行政部門で進める各種施策は、この総合計画の目標・方向性に基づき行われることとなります。

葛城市は、平成16年10月に新庄町、當麻町の両町の合併により誕生しましたが、その背景として、地方分権社会や厳しい財政状況への対応、さらには少子高齢化の進行による保健・医療・福祉ニーズの増加・多様化などが挙げられます。

合併協議段階で作成された新市建設計画の中でも、これら課題への対応に関する一定の方向性が示されていますが、葛城市となった今、市民と行政が葛城市の将来に対する思いをこれまで以上に共有し、協働作業として課題解決や将来像の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

2. 成果重視型総合計画の策定

1で示された背景を踏まえ、本市の総合計画は、従来の総合計画に見られたような、行政が「何をするか」を中心に表現された内容ではなく、葛城市の市民生活や地域社会が「将来どのような状態になっているのか」という、成果を中心に表現された内容への転換をめざし、以下の視点を重視して計画策定に取り組んでまいりました。

【成果重視型総合計画の視点】

- ・ 将来の葛城市の市民生活や地域社会がどのような状態になることをめざすのかが、市民の視点から分かりやすく示され、市民に愛読される計画づくり
- ・ 多様化する市民ニーズに対し、行政サービスに対する市民からの要望が一層増大する中、将来の状態に関する目標の実現に向け、行政の使命と市民の役割が明確にされている計画づくり
- ・ 計画に位置づけられた施策や事業について、策定後の実施状況や効果が評価され、進行管理がきちんと行える計画づくり

3. 総合計画の期間・構成

(1) 基本構想

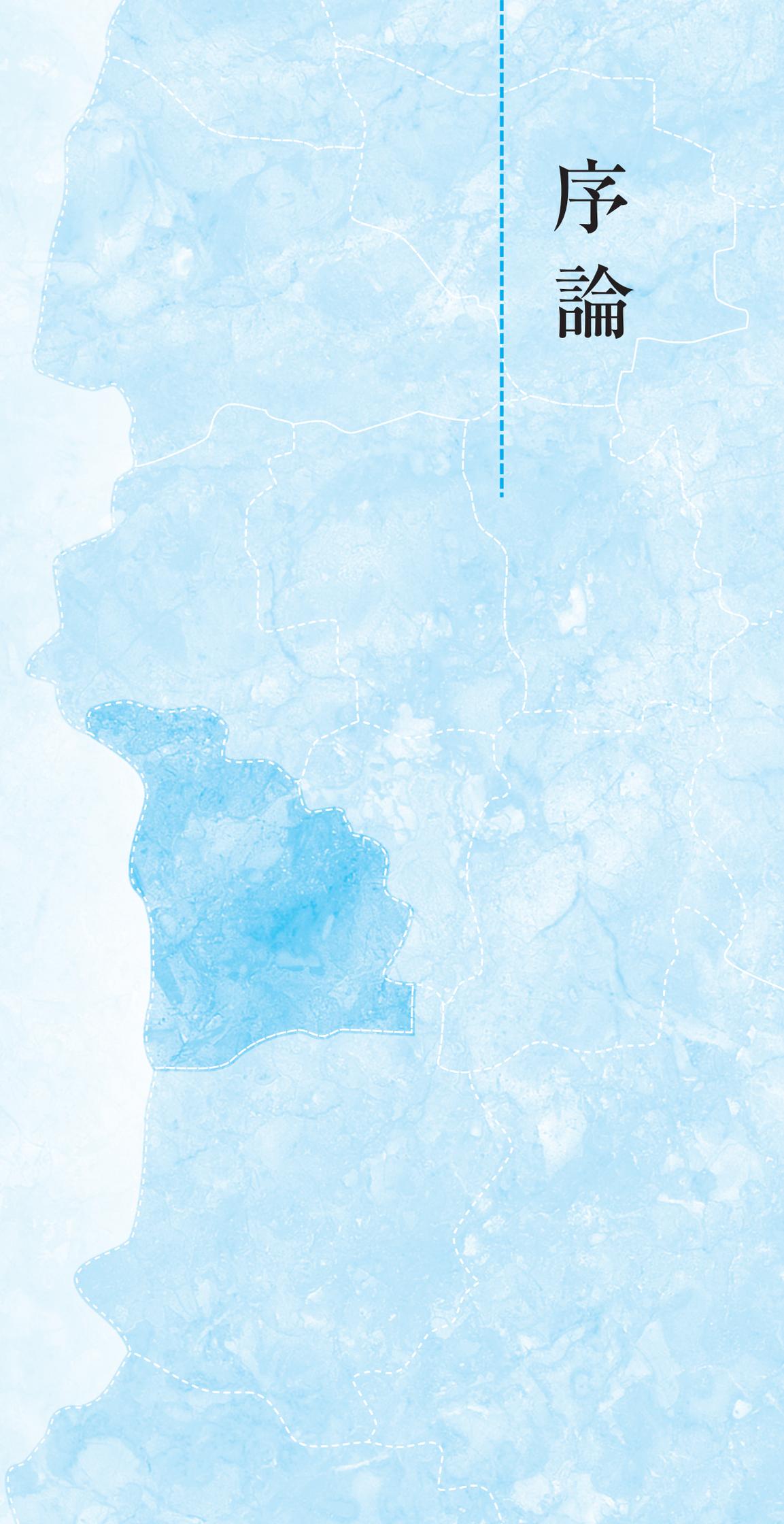
基本構想は、将来のまちづくりの状態に関して市民と行政とが「共有すべき目標」を示すものであり、基本構想の期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とする10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に示された目標を実現するため、行政部局間の連携や市民との協働のもとすすめていく施策を示すものであり、基本計画の期間は、基本構想と同様に平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とする10年間とします。



序論





第1章

社会潮流の把握

1. 少子高齢化の進展

国全体として出生率が低下し、子どもの数が少なくなる一方、平均寿命の伸びにより高齢者は増えてきています。また、国全体の人口が減少していくという新たな局面を迎えており、経済・社会の主たる担い手である若者層が減少し、地域の活力低下や社会保障費の増加などが懸念されてきています。

子どもを増やし、地域活力を高めていくためには、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生き生きと成長していける環境づくりがより一層重要となってきています。また、高齢化社会の進展は、社会参加の意欲が高く、自由度の高い生活を享受できる人々が増加するという側面を有しており、豊かさやゆとりを実感でき、誇りをもって暮らすことのできる地域づくりを推進していくことが求められています。

2. 安全・安心に対する意識の高まり

阪神・淡路大震災や近年頻発する風水害などにより、地震や台風など自然災害に対する安全性確保への要請が飛躍的に高まってきています。

また、身近な地域での犯罪や交通事故、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件が近年多発しています。さらには、食品の安全性に対する不安、インターネットの普及などによる消費者被害、環境ホルモンやアスベスト等による健康被害など、市民の暮らしを脅かす新しい問題も発生してきています。

このような背景から、市民の安全や安心に対する意識が高まってきています。

3. 価値観・ライフスタイルの多様化

高齢化に伴う自由時間の増加、核家族化、女性の社会進出等、人々のライフスタイルは大きく変化し、多様化してきています。物の豊かさから心の豊かさへと人々の価値観が変化する中で、世代や性別を問わず、市民一人一人が個性と能力を発揮し、それぞれの価値観に基づいた生き方が可能となる自由度の高い社会が求められています。

一方、地球規模での環境問題が顕在化してきており、多様化するライフスタイルへの対応とあわせて、環境への負荷が少ない、資源循環型の社会の構築に向け、官民一体となった取組が求められています。

4. 産業・雇用構造の変化

わが国の産業構造は、第1次、第2次産業のウエイトが低下し、サービス業など第3次産業が進展するなど、大きく変化してきています。

特に農林業や地場産業の空洞化は、農地の荒廃や遊休化、さらには地域内での雇用の受け皿の喪失などの問題を含んでおり、豊かな市民生活に貢献できる地域産業のあり方について、見直していく必要があります。

また、高度情報化社会の進展ともあいまって、労働集約型から知識集約型への産業構造の転換が見られ、専門知識や高度な技能が一層求められています。

5. 地方分権社会の進展

地方分権の推進の中で、地方自治体は地域の特色を活かしながら都市としての魅力を伸ばし、地域間競争に生き残っていかなければなりません。

これまで国や県の責任であった権限が委譲され、市町村の責任と事務量が拡大する中で、組織体制の整理や再編成を行い、専門的な知識をもつ職員の育成、配置などに取り組み、中央集権型行政システムから脱却し、市町村自身が適切・的確な判断と対応が行える自治能力を高めていくことが求められています。

国・地方双方の財政状況が厳しさを増す中、安定した自主財源の確保と行財政運営の効率化を進め、限られた経営資源の投入効果を最大化するための総合的なまちづくりを進めていくことが求められています。

6. 広域交流の活発化

交通体系や情報通信網の整備、自由時間の増大に伴い、経済活動や日常生活における人・物・情報の流れが圏域や県境を越えて広域化してきています。それに伴い各地域では、地域の資源を最大限に活かしたまちおこしの取組や、地域間の連携・交流を促進しようという取組が盛んに行われてきています。

隣接する地域どうしの連携を強化することにより、圏域全体としての生活利便性の強化や暮らしの選択肢の拡大などを図っていくことが求められています。



第2章

葛城市の特性と主要

1. 人口・産業活動の動向

(1) 人口動向

平成12年の国勢調査によると葛城市（旧2町の合計）の総人口は34,950人で、昭和55年からの推移をみると徐々に増加してきています。

しかし、平成17年の国勢調査速報値によると、総人口は34,982人となり、平成12年からは増加したものの、その増加率は0.1%にとどまりました。（県全体では1.5%の減少）

また、平成12年時点の年齢構成は、年少人口（15歳未満）15.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が68.7%、老年人口（65歳以上）が16.1%であり、奈良県平均（順に14.8%、68.5%、16.6%）と比較すると、少子高齢化のペースはやや遅い状況にあります。

一方世帯数は、平成12年で10,394世帯、平成17年で11,080世帯となっており、核家族化の影響から一世帯当り人員は減少を続けています。

全国的な潮流と同様に、これまでの人口増加のペースが鈍化する一方、少子高齢化や核家族化への流れは着実に進行しており、今後特に保健・医療・福祉などの分野において、個別化・多様化する市民ニーズ及び拡大する行政サービスへの需要に、どの様に対応していくかが今後重要な課題となります。

<年齢3区分別人口・世帯数の推移（国勢調査）>

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	29,546	32,462	33,939	34,436	34,950	34,982
年少人口 (0～14歳)	7,168 24.2%	7,284 22.4%	6,379 18.8%	5,671 16.5%	5,277 15.1%	
生産年齢人口 (15～64歳)	19,755 66.8%	22,056 67.9%	23,763 70.0%	24,114 70.0%	24,031 68.7%	
老年人口 (65歳以上)	2,619 8.9%	3,118 9.6%	3,794 11.1%	4,651 13.5%	5,631 16.1%	
世帯数	7,458	8,611	9,257	9,813	10,394	11,080
一世帯当り人員	4.0	3.8	3.7	3.5	3.4	3.2

課題

(2) 産業動向

平成12年の国勢調査によると、産業別就業者数の割合は、第1次産業が4.6%、第2次産業が38.9%、第3次産業が56.4%であり、奈良県全体（順に3.2%、29.2%、65.9%）と比較して、第1次産業、第2次産業の割合が高く、特に第2次産業の割合が高いのが葛城市の特徴です。

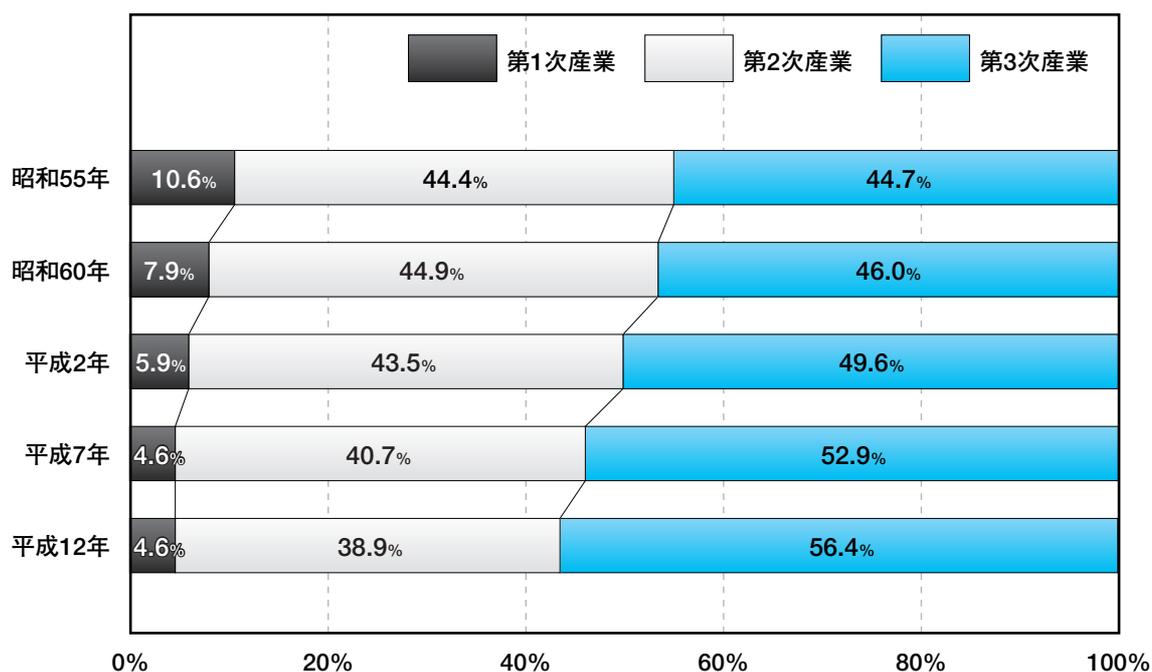
第1次産業の就業者数は全国的な動向と同様、徐々に減少を続けている一方、第3次産業の就業者数が着実に増加している状況にあります。また、第2次産業についても近年減少傾向にあります。

第1次、第2次産業就業者数が減少し、第3次産業就業者が増加している背景として、葛城市に居住し、大阪等大都市に勤める層の増加が考えられ、今後は地域産業の活力維持に加え、通勤利便性の維持、向上による定住促進の両面から、本市活力の強化方策を検討していくことが求められます。

<産業別就業者数の推移（国勢調査）>

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	12,234	14,188	15,091	16,207	16,220
第1次産業	1,299 10.6%	1,120 7.9%	892 5.9%	747 4.6%	739 4.6%
第2次産業	5,432 44.4%	6,365 44.9%	6,564 43.5%	6,593 40.7%	6,303 38.9%
第3次産業	5,465 44.7%	6,529 46.0%	7,489 49.6%	8,572 52.9%	9,157 56.4%



2. 市の魅力・地域特性

●山地や水辺、農地を含めた多彩な自然資源が集約された地域です。

- ・葛城・二上の美しく、緑豊かな山並み・山麓を有しており、その東部にはまとまった平野部を有しています。
- ・良好な農用地と田園景観を有しています。
- ・自然を活かした特色あるレクリエーション活動の場を有しています。
- ・市民による自主的な環境美化活動が盛んに行われています。
- ・一方で、その美しい自然や地域の環境を悪化させる、不法投棄などの心無い行為が増加してきています。

●県を代表する古くからの歴史遺産や伝統文化があります。

- ・葛城・二上山麓には、當麻寺や竹内街道をはじめ、県下を代表する歴史遺産を有しています。
- ・練供養などの受け継がれてきた伝統文化を有しています。

●地域の特性を活かした特徴的な産業を展開しています。

- ・水稻を中心に、野菜や花卉、果樹類の栽培、畜産など多面的な農業が行われています。しかし、近年の農作物をめぐる規制の緩和や産業構造の変化などの環境の変化により、従事者の高齢化、就業人口の減少、後継者不足、さらには遊休・荒廃農地の増加などが問題となってきています。
- ・本市は、県下を代表する工業地を有しており、半導体製造業（太陽電池基幹部品製造）、鋼球製造業、紙加工品製造業、プラスチック加工業、メリヤス工業など事業所活動が盛んに展開されています。

●充実した公共施設がある一方、計画的な市街地整備が望まれています。

- ・充実した公共施設を有しており、そこでは市民による特色ある芸術文化、スポーツ活動をはじめとする交流が生まれています。
- ・遊休農地の増加および宅地への転用などに伴い、市街地部における計画的な宅地の整備誘導とともに、合併により本市南北をつなぐ幹線道路の整備についてもその必要性が見受けられます。

●奈良県の玄関口としての立地特性を有しています。

- ・南阪奈道路の開通に伴い、奈良県の玄関口、京阪神地域との交流拠点としての立地特性を有しています。
- ・北部地域では、豊かな地域の資源を活用して、一層観光・交流の取組を進めていくべきという声も多くみられます。

3. 市の財政状況

景気の低迷が長期に及び、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況にあります。その中で、葛城市においても財源の多くを、地方交付税や国・県の支出金、地方債などに依存しており、今後の少子高齢化の進展による扶助費の大幅な増大や、合併特例期間後の地方交付税の減少などを見据えると、非常に厳しい状況になると予想されます。

価値観やライフスタイルの多様化により、増大する行政需要に対応していくため、安定した自主財源の確保と合併効果の発揮による効率的な行財政運営によって、財政基盤を強化することが急務となっています。

市民アンケート調査においては、「行政体としてのスリム化」や「行政経費の削減」を望む意向が多数寄せられており、今後は職員や財源の投入のあり方やその成果について、十分な説明責任を果たしていくことが一層求められています。

4. 市民のまちづくりへの参加意識

葛城市民の市政への参加意向としては、個々人での協力の意識は比較的高いものの、自主的に活動し主体的に行政に対して提言したり、市民活動のグループに参加し活動したりといった意向は低い状況にあります。特に、若い年齢層においてその傾向が強くみられ、関心がないという割合も多くなっています。

具体的に参加しているまたは、参加してみたい地域活動としては、地域の清掃・美化の活動や、スポーツクラブ、文化サークルでの活動、自治会、青年団・老人クラブ・女性団体での活動、さらには健康づくりや環境保護等が挙げられています。

多様化する市民ニーズに対して、行政のみの力でそのすべてを充たすことが困難になってきており、今後はこのような参加意識の高い活動を通じて、市民のまちづくりへの主体的な参画意識を高め、ともに地域課題の解決に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

基本構想





第1章

葛城市の将来像

1. 都市の将来像

【社会潮流】

- 少子高齢社会及び人口減少社会への対応
- 高まる安全・安心に対する意識への対応
- 農業や地場産業など、第1次、第2次産業の空洞化への対応
- 地方分権社会における、創意工夫あるまちづくりへの対応
- 地域の資源を最大限に活かした広域交流の活発化への対応

【葛城市の魅力・特性】

- 市民が住環境として特に魅力と感じている、多彩な自然
- 竹内街道や當麻寺をはじめとする、古くからの歴史遺産や伝統文化
- 奈良県を代表する工業地での特徴的な事業者活動
- 奈良県の玄関口としての立地特性

【新市建設計画の将来像】

恵まれた自然と生活環境の中で、地域で支え合い、安心して住み良い、活力あるまちづくり・人づくり

【旧両町の将来像】

旧新庄町；豊かで住みよい
「まち」づくりをめざして
旧當麻町；あなたもわたしも
みんなで築こう
花と文化財の里

都市の将来像

悠久のロマンと次代の英知が織りなす

爽快都市 ^{シティ} 葛城

葛城・二上山麓の特有の古代歴史を受け継ぎながら、次代を担う子ども・人々が知恵を出し合い、爽やかで快適な暮らしの場を創造するという思いを込め、都市としての将来像を「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市 ^{シティ} 葛城」とします。

2. 行政経営の理念

【今後の行政経営を考える上で重要な視点】

- 少子高齢化と人口減少社会の中で、個別化・多様化する市民ニーズを、行政のみの力で満たすことは困難になってきています。
- 財政面では、国や県への依存を減らしつつ、あらゆる局面で行財政改革に取り組み、財政基盤の強化とともに、効率的な財政運営を進めていくことが求められています。
- 地方分権が進展する中、専門的な知識をもつ職員の育成、配置などに取り組み、市町村自身が適切・的確な判断と対応が行える自治能力を高めていく必要があります。
- 市民や事業者など、地域で暮らし、活動する全ての人々が主体的にまちづくりに関わり、それぞれの役割と責任を果たすことによって、豊かな地域社会を形成していくことが求められています。

【今後の行政経営を考える上での葛城市の特性】

- 葛城市には、山麓部の豊かな歴史・自然とともに、計画的な土地利用が行いやすい、まとまった平野部が広がっています。また、良好な風土や充実した公共施設を背景に、市民の住環境に対する満足度は高い状況にあります。
- これまでの「成長・拡大」のまちづくりから、「循環・再生・活用」を基本とするまちづくりに対して、市民は高い意識を有しています。
- 葛城市の地勢は、市民の日常的な生活圏域をよりコンパクトなものとし、「循環・再生・活用」を基本とするまちづくりへ転換していく上で非常に適しており、市民サービスの提供や生活基盤の維持管理等を行うに際して、より高い効率性が発揮できると考えられます。
- 旧新庄・當麻両町は、合併前から旧町間で様々な住民同士の交流がありましたが、合併によって旧町の境界線がなくなり、より自由な市民相互の交流活動が活発化することが期待されます。

これらの視点や特性を踏まえ、葛城市の行政経営の理念を以下のように設定します。

行政経営の理念

自立した行財政運営による、
 持続的発展が可能な都市づくり
 ～市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち～





第2章

基本目標

1. 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所によって平成15年12月に公表された将来人口推計値を見ると、総人口は、新市建設計画策定時のものと概ね整合しています。そこで、平成17年の国勢調査速報値を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を補正しました（下段）。これによると、平成27年における推計人口は34,610人となり35,000人をやや下回る数値となりました。

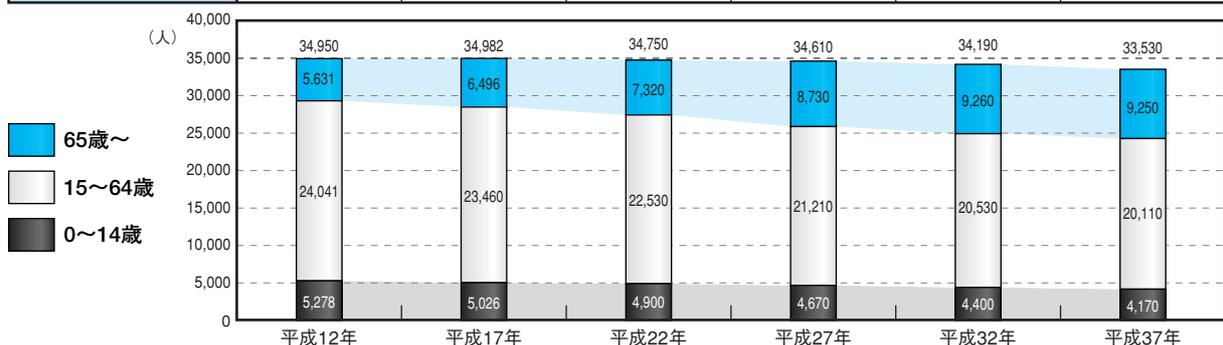
そこで、10年後の平成28年における将来人口の見通しを、建設計画同様、現状を維持する35,000人と設定します。

■将来人口推計値(国立社会保障・人口問題研究所H15・12月推計値/旧新庄町・旧當麻町合計) 単位：人

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
総数	34,950	35,390	35,600	35,600	35,320	34,820
0～14歳 構成割合	5,278 15.1%	5,079 14.4%	4,970 14.0%	4,750 13.3%	4,480 12.7%	4,250 12.2%
15～64歳 構成割合	24,041 68.8%	23,730 67.1%	22,800 64.0%	21,460 60.3%	20,770 58.8%	20,360 58.5%
65歳～ 構成割合	5,631 16.1%	6,581 18.6%	7,830 22.0%	9,390 26.4%	10,070 28.5%	10,210 29.3%

■将来人口推計値(平成17年速報値を踏まえて国立社会保障・人口問題研究所推計値を補正) 単位：人

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
総数	34,950	34,982	34,750	34,610	34,190	33,530
0～14歳 構成割合	5,278 15.1%	5,026 14.4%	4,900 14.1%	4,670 13.5%	4,400 12.9%	4,170 12.4%
15～64歳 構成割合	24,041 68.8%	23,460 67.1%	22,530 64.8%	21,210 61.3%	20,530 60.0%	20,110 60.0%
65歳～ 構成割合	5,631 16.1%	6,496 18.6%	7,320 21.1%	8,730 25.2%	9,260 27.1%	9,250 27.6%



※平成17年の年齢3区分人口割合は、総人口速報値を元に、国立社会保障・人口問題研究所の平成17年推計値の年齢3区分割合を用いて想定。



2. 葛城市の都市構造

葛城市では、以下に示すように、市の骨格を成す「都市軸」と、市民の生活・活動の場となる「ゾーン・拠点・エリア」の形成によって、都市づくりを進めていきたいと考えます。

本市の骨格を成す都市軸の考え方

●広域交流軸

- ・本市中央を東西に走る南阪奈道路及び大和高田バイパスを広域交流軸と位置付け、多くの交流を生み出すとともに、市民の日常生活や市内事業者活動の広域的な移動利便性を高めます。また、災害時における広域的な救命・復旧活動を円滑化し、市民の安心感を高めます。

●都市骨格軸

- ・国道や主な県道など、本市と隣接自治体とを結ぶとともに、市内各地区への主なアクセスを担う幹線道路を都市骨格軸と位置付けます。
- ・都市骨格軸沿道には、行政、芸術文化・スポーツ等に係る機能を配置し、市民の生活利便性および公共施設等の維持管理の効率性を高めます。
- ・葛城市を含む広域市町村圏との連携を深め、圏域としての相互交流を生み出すとともに、広域化する市民の生活圏域に対応した移動利便性を高めます。

●生活文化軸

- ・都市骨格軸を補完する路線を生活文化軸と位置付けます。
- ・通過交通を抑制し、地域住民の日常生活に密着した機能の誘導により、快適性・シンボル性の高い、美しい生活環境を創造します。
- ・都市骨格軸とともに、公共交通の利便性や交通安全性、さらには犯罪に対する安全性を高め、安心して自由に活動できる環境を高めます。

●古道と緑のレクリエーション軸

- ・山麓部の古道や歴史遺産、水辺・緑をネットワークする軸を、古道と緑のレクリエーション軸と位置付けます。
- ・良好な歴史・自然・田園景観をまもり、市民や来訪者が気軽に歴史遺産や水・緑に親しめる環境を高めます。

市民生活・活動の場となるゾーン・拠点・エリアの考え方

[ゾーン]

●緑地保全ゾーン

- ・金剛生駒紀泉国定公園に指定されているゾーンであり、本市の風土を形成してきた山々を良好な状態に保ち、生業や多様な自然とのふれあいの場としての森林をまもるとともに、土砂災害をはじめとする自然災害の発生を防止します。



●山麓景観保全ゾーン

- ・金剛葛城山麓景観保全地区に指定されているゾーンであり、新たな開発を抑制し、里山の自然や田園、歴史が織り成す良好な景観を保全します。

●市街地ゾーン

- ・現状においても市民の満足度の高い、自然と調和した快適な居住環境を維持・向上するとともに、都市骨格軸や生活文化軸沿道の有効利用と、美しい都市景観の創造を進めるなど、計画的な市街地の形成を進めます。
- ・広域交流軸や都市骨格軸（国道）の交差部においては、周辺の田園・居住環境等との調和に配慮し、良好な広域アクセス性を活かした流通・サービス機能を誘導します。

●農業振興・集落保全ゾーン

- ・農業の多様な担い手を育て、良好な田園及び集落環境を保全します。
- ・市街地ゾーンと近接し、都市骨格軸に面する地区で、すでに一定の宅地化が図られ、市街地ゾーンと一体的な日常生活圏を構成している地区においては、田園環境と調和した良好な居住環境を創造します。

●工業ゾーン

- ・市南東部に位置する現工業用地を拡大し、既存事業者に対する良好な活動環境を提供していくとともに、市民生活の豊かさに貢献する事業者を誘致・育成します。

〔拠点〕

○駅前賑わい交流拠点

- ・鉄道駅の交通利便性を活かし、商業・サービス機能をはじめとする多様な都市機能の充実により、楽しく、賑わいあるまちを創造します。

○文化・観光拠点

- ・歴史遺産や山麓の自然を活かした、市民や来訪者の学び・憩い・レクリエーション活動等の場を提供し、多くの交流を生み出します。

○シビック拠点

- ・市民と行政の対話を深め、効率的に市民サービスを提供できる行政機能を配置します。

〔エリア〕

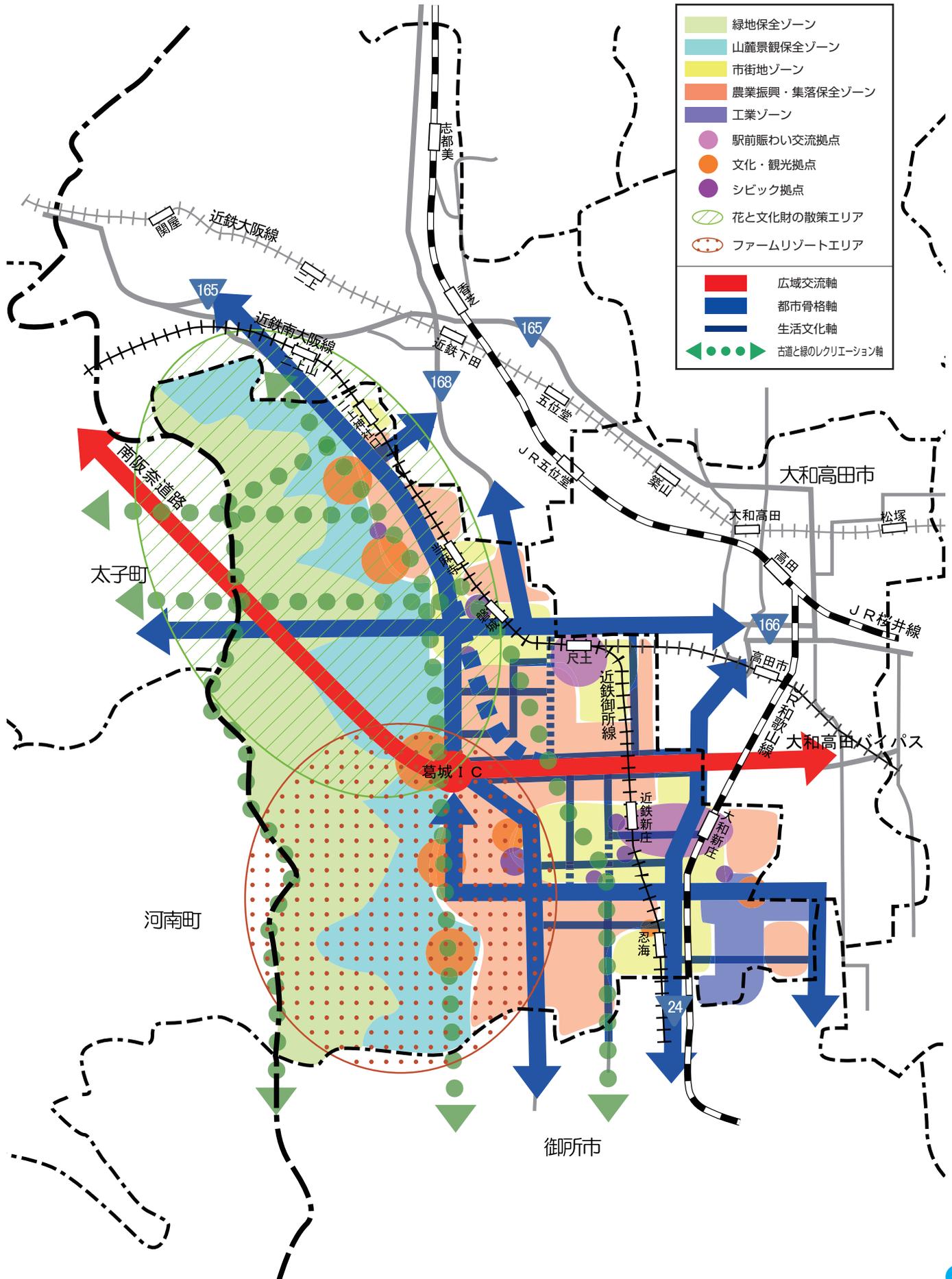
◎花と文化財の散策エリア

- ・地場産業である花と當麻寺をはじめとする文化財が、地域の魅力を創出しているエリアであり、山間部の自然、そして竹内街道などの地域資源相互を結び、散策したくなる環境を創造します。

◎ファームリゾートエリア

- ・山間部の田園景観が地域の魅力を創出しているエリアであり、山間部の緑や河川の水辺などの地域資源相互を結び、自然や農林産物に触れ、「田舎」を満喫できる環境を創造します。

基本構想





第3章

政策目標

1. 政策の柱

葛城市の将来像である

「悠久のロマンと次代の英知が織りなす 爽快都市^{シティ}葛城」

には、前述の通り、本市特有の古代歴史を受け継ぎながら、次代を担う子ども・人々が知恵を出し合い、爽やかで快適な暮らしの場を創造するという思いが込められています。また、社会潮流の変化にも示したように、この様な都市づくりを進めていく基本的な前提として、市民の安全・安心に対する意識の飛躍的な高まりに応じていく必要があります。実際、葛城市民の日常生活における安全・安心の確保に対する意識は、最も強い要望にまで高まっており、次代を担う子ども達を安心して育てている環境を、市民と行政がともに作りあげていく必要があります。

そこで、今後10年間の葛城市のまちづくりを考えていく上で、重視すべき政策の柱として、

- **安全・安心**
～ 安全がまもられ、安心して暮らせるまち ～
- **愛着・快適**
～ 自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまち ～
- **やさしさ・生きがい**
～ 心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち ～
- **参画・活力**
～ 市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち ～

の4つを掲げ、それぞれ具体的目標を掲げて取り組んでいきたいと考えます。

2. 政策目標

政策の柱ごとに、めざすべき具体的なまちの姿を政策目標として設定します。

(1) 安全・安心

～安全がまもられ、安心して暮らせるまち～

- ・「安全の確保」とは、市民を脅かす危険な事柄を、物理的に、または科学的見地等から排除することである一方、「安心の確保」とは市民の気持ちの問題であり、安全が確保されていても、市民がその様に感じなければ「安心が確保」されたとは言えません。
- ・様々な危険要素が増加している中、それらを100%排除し完全な安全性を確立することは難しい反面、危険な事柄に対する知識を身につけたり、回避する訓練をしたりすることを通じて、安心感を高めていくことは可能です。
- ・安全・安心に関して、犯罪や災害といった地域全体に係るものや、救急時や社会生活における安全・安心の確保といった個人に係るものを見定め、それぞれ「安全性」向上のための体制づくりと市民の「安心感」を高めるための取組を、バランスよく進めていきたいと考えます。

そこで、安全がまもられ、安心して暮らせるまちづくりを進めていくための政策目標を、以下のよう設定します。

政策目標 めざしたいまちの姿

犯罪・災害に対する安全性の向上
 事故や病気に対する安心感の向上
 社会生活の安全性の向上

(2) 愛着・快適

～自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまち～

- ・市民の葛城市の住環境に対する評価は高く、特に自然環境に恵まれていることが住みよさの最大の要因となっています。また、葛城・二上山麓の歴史的風土や田園風景、古くからの街道は、市民の日常生活の場であるとともに、これまでも多くの来訪者に親しまれてきました。
- ・この様な葛城市にしかない特性は、その価値を理解し、良好な状態に保全していくことによってその価値が一層高まり、より市民や来訪者に愛されるものになっていくと考えます。
- ・葛城市を居住の場として選択するもう1つの大きな要因として、買い物や通勤・通学などの日常生活の利便性が挙げられます。少子高齢社会、及び今後の人口減少社会の中で、若者層の定住を確保していくためには、この様な利便性をさらに高めていくことが求められます。



- ・この様な豊かで利便性の高い市民生活に貢献する地域産業を育てていくことも重要であると考えます。

そこで、自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまちづくりを進めていくための政策目標を、以下のように設定します。

政策目標 めざしたいまちの姿

良好な自然・地域環境のブランド化
歴史・文化の保全・継承と交流の促進
日常生活の利便性・快適性の向上
地域産業の振興と担い手の育成

(3) やさしさ・生きがい

～心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち～

- ・都市像に示す「次代の英知」を育てるとは、すなわち葛城市で生き生きと活動する「人づくり」であると考えます。
- ・市民一人ひとりが、葛城市内での生活に生きがいを感じ、このまちで家族や仲間と暮らし続けたい、そしてこのまちを良くしていきたいという思いをもつ人材を育て、その活動の場を提供していくことが重要です。
- ・子ども達、子どもを育てる親の世代、そして中高年世代など、性別や年齢を問わず、誰もが社会との関りを持ち、生きがいを感じられるまちをめざしたいと考えます。

そこで、心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまちづくりを進めていくための政策目標を、以下のように設定します。

政策目標 めざしたいまちの姿

子育てと生きがいの両立
学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり
いきいきとした生活と社会参加の促進

(4) 参画・活力

～市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち～

- ・行政経営の理念に示すように、行政が厳しい財政状況にある中で、豊かな地域社会を形成していくためには、市民や事業者など、地域で暮らし、活動する全ての人が主体的にまちづくりに関わり、それぞれの役割と責任を果たしていくことが求められています。
- ・行政側では、これまで進めてきた施策や事業について、成果が明確でないものについては見直しを行う一方、重点課題への対応やこれまで示してきた政策目標の実現に向けて、効果的に人材や財源を配分する必要があります。

そこで、市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまちづくりを進めていくための政策目標を、以下のように設定します。

政策目標 めざしたいまちの姿

市民参画による協働のまちづくりの推進
効果的な行財政運営





第4章

政策体系

葛城市のめざすべき都市像及びその実現に向けた具体的政策目標について、体系的に示します。各政策目標には、さらに個々の取組がイメージされる施策目標を位置づけており、それぞれの施策目標をめざして市民と行政がともに取り組んでいくことが、政策目標の実現に、そして都市像の実現へとつながっていくという関係を示しています。施策目標の内容及びその達成方針については、基本計画編で詳述します。

都市像

政策の柱

悠久のロマンと次代の英知が織りなす
爽快都市シテイ 葛城

安全・安心

～安全がまもられ、安心して暮らせるまち～

愛着・快適

～自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまち～

やさしさ・生きがい

～心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち～

参画・活力

～市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち～

政策目標

施策目標

犯罪・災害に対する安全性の向上

- 犯罪から市民をまもり安全性を高める
- 自然災害や火災等に対する安心感を高める

事故や病気に対する安心感の向上

- 交通事故を減らし、安全に対する意識を高める
- 安心して救急医療サービスが受けられるようにする

社会生活の安全性の向上

- 食に対する安心感を高める
- 消費生活や個人情報の安全をまもる

良好な自然・地域環境のブランド化

- 良好な自然と地域環境を保全し、活用する
- 循環型社会への取組を高めるとともにモラルを向上させる

歴史・文化の保全・継承と交流の促進

- 歴史遺産をまもり、来訪者を増やす
- 伝統文化を継承するとともに新たな文化・交流を生み出す

日常生活の利便性・快適性の向上

- 駅前整備や道路など日常生活の利便性を高める
- 憩いや散策の場が身近にあり、快適性を高める

地域産業の振興と担い手の育成

- 農業をはじめ第1次産業の担い手を育てる
- 特産品や技術を生み出し、地域産業を活性化する

子育てと生きがいの両立

- 地域で支えあいながら、楽しく子育てができるようにする
- 子育てと仕事が両立できるようにする

学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり

- 互いの人権を尊重し、思いやりのある心と健全な精神を育てる
- 必要な知識や能力を身につけられるようにする
- 芸術文化活動やスポーツ活動などを活発にする

いきいきとした生活と社会参加の促進

- 病気にかからず、介護を必要としないよう、心身の健康を保つ
- 高齢者や障害者の方が安心して生活できるようにする

市民参画による協働のまちづくりの推進

- 地域コミュニティ・団体を育てる
- 市民や事業者の考えや提案をまちづくりに活かす

効果的な行財政運営

- 経費の削減と独自財源の確保による財政基盤を強化する
- 職員の能力を高め、アイデアを政策に反映させる
- 目標に応じた効果的なサービス等の提供を行う



基本計画





第1章 基本計画の構成

基本構想で示された政策体系に基づき、施策目標ごとに以下を位置づけていきます。

○目標設定の背景

それぞれの施策目標を設定した背景を、葛城市の現状や社会潮流を踏まえて記述します。

○目標達成に向けた基本方針

施策目標の達成に向け、重視すべき取組を方針として打ち出します。

○目標達成に必要な施策と成果指標

目標達成に向けて実施する具体的な施策と、その推進によって実現したいまちの姿を、言葉による表現とともに成果指標として位置づけます。

■目標が達成された姿

目標達成に向けた基本方針に基づき実施する施策によって、実現したい具体的なまちの状態を表現します。

■目標の達成度を測るための指標

上記目標が達成されたまちの状態を、数値として定量的に評価するためにふさわしい指標を挙げるとともに、現状値、5年後、10年後の目標値を掲げます。

■上記姿を実現するために必要な施策

まちの姿とその状態を表す数値目標の達成に向けて必要な施策を明記します。また、その施策の推進に向けた「協働」の考え方を明確にするため、施策ごとに「市民と行政の役割」を示すとともに、行政が主体性を持って力を注いでいく事業については、「重点事業」として位置づけます。



第2章

施策目標と達成方針

政策の柱1

安全・安心

～安全がまもられ、安心して暮らせるまち～

施策体系

政策目標

1 犯罪・災害に対する安全性の向上

施策目標

- 1 犯罪から市民をまもり安全性を高める
- 2 自然災害や火災等に対する安心感を高める

2 事故や病気に対する安心感の向上

- 1 交通事故を減らし、安全に対する意識を高める
- 2 安心して救急医療サービスが受けられるようにする

3 社会生活の安全性の向上

- 1 食に対する安心感を高める
- 2 消費生活や個人情報の安全をまもる

政策目標

1-1

犯罪・災害に対する安全性の向上

施策目標 1-1-1

犯罪から市民をまもり安全性を高める

◆目標設定の背景

- ・全国的に市民、とりわけ子どもたちを狙った犯罪が増加しており、子どもの安全確保の問題意識は非常に高く、犯罪の増加に対する市民の不安を解消していくことは、行政の大きな課題となっています。
- ・犯罪の多発は、住民相互の無関心、地域社会の連帯意識の希薄化等も要因と言われており、市民一人ひとりが防犯に対する危機意識を持つとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって、地域コミュニティ全体で犯罪を未然に防ぐ取組を行うことが必要となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

犯罪を起こさせない、犯罪から市民をまもるため、以下の取組を進めます。

●地域防犯対策を推進する

- ・防犯意識の高揚、明るく死角のないまちづくり、地域主体の自主防犯・見守り活動を進めます。

●子ども安全対策を推進する

- ・通学路の監視・見回りなど地域での見守り活動を進めます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		犯罪発生件数を減少させる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	刑法犯認知件数	473件	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯の整備 ○自主防犯組織の育成 ○防犯ブザーの給付 ○葛城広域こども安全メールの活用 ○地域安全体制の強化 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯に対する意識を高め、地域の自主防犯活動に積極的に参加する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の防犯意識を高め、必要なハード整備の実施や、子どもたちを犯罪からまもるための環境整備を行う。 ・警察へ防犯体制の強化を働きかける。 		

目標が達成された姿		子どもたちの見守り活動団体を増やす		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	青色回転灯防犯パトロール団体数	—	2団体	5団体
	児童安全パトロール数	14人	15人	15人
	子ども110番の家(旗の設置数)	325件	1,100件	1,200件
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○青色回転灯防犯パトロールの推進 ○児童安全パトロールの強化 ○子ども110番の家の設置強化 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちを犯罪からまもるため、地域の子どもの見守り活動に積極的に参加する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察へ防犯体制の強化を働きかける。 ・青色回転灯防犯パトロール団体の活動を育成・支援する。 		



政策目標

1-1

犯罪・災害に対する安全性の向上

施策目標 1-1-2

自然災害や火災等に対する安心感を高める

◆目標設定の背景

- ・南海・東南海沖地震の発生が想定される中、阪神・淡路大震災等の教訓から、市民の地震に対する安全への関心は強く、地域の防災避難拠点となる学校施設等の公共施設の防災安全性の向上や、老朽化が著しい建物の耐震性強化が市民要望として大きくなっています。
- ・台風や集中豪雨等による水害や、急傾斜地での土砂災害などに対する道路、河川等の都市基盤の防災性の向上は、自然災害から市民をまもり、災害に強いまちづくりを進める上で重要となっています。
- ・自然災害や火災等から市民の生命と財産をまもり、被害の軽減を図るためには、災害の未然防止対策だけでなく、災害時に、迅速な初動体制・安全な避難体制や救急救助体制などが円滑に整えられる危機管理体制を構築しておくことが重要です。
- ・市民への啓発活動を行い、平常時から市民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民で連帯して、災害に対処できる、災害に強い組織・体制づくりを進めることが求められています。

◆目標達成に向けた基本方針

市民の防災意識の高揚と災害に強いまちづくり、体制づくりのため、以下の取組を進めます。

●学校等の建物の耐震性を強化する

- ・子どもの安全と地域の防災拠点となる学校施設など公共施設の耐震性を強化します。

●水害、土砂災害対策を強化する

- ・洪水時に備え、河川・水路を改修し、急傾斜地等については土石崩壊の未然防護策を講じます。

●防災体制を強化する

- ・防災行政無線、避難所などを整備するとともに、災害時に迅速な対応ができる体制を整えます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		住宅の耐震性を高める		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	住宅の耐震化	—	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	○住宅耐震診断への助成			
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・防災に対する意識を高め、地震等災害に対する備えを行う。 (行政の役割) ・市民の防災に対する意識を高め、住宅の耐震化を促進する。		

目標が達成された姿		教育施設の耐震性を高め、子どもたちの安全を確保する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	小中学校施設の耐震化率	35%	75%	100%
上記姿を実現するために必要な施策	○各学校の地震補強改修 ○各学校の大規模改修 ○各学校の改築工事			
	市民と行政の役割	(行政の役割) ・校舎等の耐震化を進め、子どもや市民の安全をまもる。 ・子どもたちの防災に対する意識を高める。		
	重点事業	○耐震基準を満たしていないなど、改修が必要な小学校・中学校の耐震改修を順次行う。		

目標が達成された姿		災害に対する即応力を高める		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
自主防災組織率		—	100%	100%
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○防災資器材の整備 ○自主防災組織の育成 ○防災通信体制の整備 ○上水道連絡管の整備 		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する「自助（自ら身をまもる）」「共助（隣近所や地域で助け合う）」の必要性に対する意識を高め、自主防災組織に積極的に参加する。 ・避難訓練に参加し、避難所や避難経路を知り、いざという時に適切な行動が取れるようにする。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する日常的な備えや、防災訓練の重要性に対する市民の意識を高めるとともに、自主防災組織の組織化・活動を支援する。 ・避難所を周知し、市民の円滑な避難行動を支援する。 		

目標が達成された姿		土砂災害、水害の発生を抑制する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
年間土砂災害、水害発生件数		0件	0件	0件
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○河川の改修（県） 安位川・葛下川 ○砂防事業の実施（県） 中戸川 		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害や水害の発生危険箇所を知る。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害や水害の発生を抑制するため必要なハード整備を実施する（県事業の積極的な導入）。 ・災害の発生危険箇所を市民に周知する。 		
重点事業		<ul style="list-style-type: none"> ○安位川、葛下川の河川改修促進を県に働きかける。 ○中戸川の砂防事業の促進を県に働きかける。 		

目標が達成された姿		火災の発生を抑える		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	年間火災発生件数	9件	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅防火の推進 ○事業所等の防火管理の推進 ○幼児の防火教育の推進 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火に対する意識を高める。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火に対する啓発や指導を行う。 		

目標が達成された姿		円滑な消火活動が行える		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	119番通報から火災現場の到着時間	10分	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団緊急伝達システムの整備 ○消防水利の充実 ○計画的な消防車両の更新 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両が通行できるように路上駐車等をしない。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署、消防団の円滑な連絡体制と消防体制を整える。 		

政策目標
1-2

事故や病気に対する安心感の向上

施策目標 1-2-1

交通事故を減らし、安全に対する意識を高める

◆目標設定の背景

- ・ 国道やバイパス道路、南阪奈道路が市内を走り、新しい道路が整備されてきたことに伴い、交通量が年々増加の一途をたどっています。今後、交通量の増加が想定される中、歩行者、特に高齢者や子どもの安全に対する配慮が必要で、交通安全対策への重要性が高まっています。
- ・ 高齢者や子どもも、交通ルールをまもり、悲惨な交通事故から自ら身をまもる意識を高める必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

交通事故災害等から市民の安全をまもるため、以下の取組を進めます。

●交通安全対策を推進する

- ・ 子どもや高齢者を中心に交通安全意識を高め、地域全体で安全を見守る対策を進めます。

●交通安全施設の整備を進める

- ・ 危険箇所の把握に努めるとともに、ガードレール、カーブミラーなどを整備します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		交通事故及び死傷者を減少させる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	交通事故死傷者数 (交通事故発生件数)	319件 (276件)	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全啓発活動の推進 ○交通安全教育の推進 ○交通安全施設の整備 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に対する意識を高め、交通ルールをまもる。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（特に高齢者や子ども）の交通安全に対する意識を高めるとともに、危険箇所の解消に努める。 		



政策目標

1-2

事故や病気に対する安心感の向上

施策目標 1-2-2

安心して救急医療サービスが受けられるようにする

◆目標設定の背景

- ・高齢化が進む中で、一人暮らしの独居老人世帯が増えており、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージの特性にあわせて、安心して医療が受けられるよう医療サービスを充実していくことが必要です。
- ・特に休日・夜間などの緊急時にも、市民が安心して救急医療を受けられる医療サービス体制を強化することが必要となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

市民を病気等から生命の安全をまもるため、以下の取組を進めます。

●救急医療体制を強化する

- ・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を強化します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		緊急時、休日に安心して医療が受けられる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	119番通報から病院収容までの時間	33分	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○休日診療所の周知 ○広域災害・救急医療情報システムの活用 ○医療機関との連携強化 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケガや病気時における、適切な知識や行動力を身につける。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケガや病気時において市民が適切な対応を行なえるよう啓発を行う。 ・救急患者の迅速かつ的確な受け入れ体制を確保する。 		

目標が達成された姿		独居老人を見守り、救急時の対応が迅速にできる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	緊急通報装置設置数	235台	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○緊急通報装置の貸与		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な独居老人の存在を知り、地域での声かけなど見守りの仕組みをつくる。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居老人が緊急事態を第三者に伝えることができる仕組みをつくる。 		

政策目標

1-3

社会生活の安全性の向上

施策目標 1-3-1

食に対する安心感を高める

◆目標設定の背景

- ・市民に安全でおいしい水道水を安定的に提供できるよう、水道施設の安全性の確保を図っていくことが重要です。
- ・食に対する安全意識や食育の必要性が高まる中、より安全でおいしい学校給食の提供とともに、地域の食文化や食の安全を学ぶ機会が求められています。

◆目標達成に向けた基本方針

市民の食に対する安全をまもるため、以下の取組を進めます。

●安全な水道水を供給する

- ・水道施設の適切な維持管理と水質の保全に努めます。

●学校給食の安全を強化する

- ・安全でバランスのとれた、栄養豊かな魅力ある学校給食の提供と衛生管理の徹底を図ります。

●食の安全を強化する

- ・市民に食の安全と食文化の重要性を浸透させる食育を進めます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		安全で安心な水の供給を図る		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	安全な水の供給率	100%	100%	100%
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の適切な維持管理 (水質検査、浄水場の施設改良、老朽管の布設替え等) ○中央監視システムの整備 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から節水に心がける。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に良質な水道水を供給する。 		

目標が達成された姿		学校給食の安全性を確保する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	食中毒防止率	100%	100%	100%
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食センターの整備 ○安全な学校給食の提供 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの整備を行うとともに、より安全な給食を提供する。 		

目標が達成された姿		食に対する安心度・関心度を高める		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	各種教室参加者数	約2,600人	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○食育に係る各種教室等の実施 ○食育を取り入れた保育の実施 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な食生活に対して、正しい知識と高い意識を持つ。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育を通じ、市民(子どもや保護者)の食に対する意識を高める。 		



政策目標

1-3

社会生活の安全性の向上

施策目標 1-3-2

消費生活や個人情報の安全をまもる

◆目標設定の背景

- ・近年、高齢者、障害者等を狙った点検商法や、本人なりすまし事件、架空請求など、立場の弱い年代層に付け入った悪徳商法を中心に、消費者に関するトラブルが増大しており、市民生活の安全が脅かされています。そのため、消費生活に関する情報提供や消費者問題に対する相談支援を行い、消費者意識の高揚に努めるとともに、そのような社会的犯罪を防止するため、地域、行政が一体となって、地域全体で取り組む必要があります。
- ・個人の情報に対する安全意識が高まっており、セキュリティ対策、個人情報保護に関する社会的認識の向上が重要となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

市民に対し、消費生活や個人情報の安全をまもるため、以下の取組を進めます。

●消費者保護対策を推進する

- ・増大する消費者トラブルの未然防止、拡大防止の対策を進めます。

●個人情報保護を強める

- ・個人情報保護の徹底を図ります。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		市民の個人情報がまもられている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	漏洩事故件数	0件	0件	0件
上記姿を実現するために必要な施策		○セキュリティ対策・個人情報保護対策の推進		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・個人情報保護に関する正しい知識を身につける。 (行政の役割) ・職員の意識を高め、市民の個人情報を保護する。 ・市民や事業者に対し、個人情報保護法・条例に対する正しい知識を啓発する。		

目標が達成された姿		市民が消費トラブルに巻き込まれないようにする		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	消費生活相談件数	38件	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策		○消費生活相談の実施 ○法律相談等相談事業の実施		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・消費者詐欺等に対する被害例を通じ、適切な対応方法を知る。 (行政の役割) ・頻発する消費者詐欺の手口を市民に伝え、市民の意識を高める。 ・各種相談事業を充実させ、気軽に相談できる体制をとる。		

政策の柱2

愛着・快適

～ 自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまち ～

施策体系

政策目標

1 良好な自然・地域環境のブランド化

施策目標

- ① 良好な自然と地域環境を保全し、活用する
- ② 循環型社会への取組を高めるとともにモラルを向上させる

2 歴史・文化の保全・継承と交流の促進

- ① 歴史遺産をまもり、来訪者を増やす
- ② 伝統文化を継承するとともに新たな文化・交流を生み出す

3 日常生活の利便性・快適性の向上

- ① 駅前整備や道路など日常生活の利便性を高める
- ② 憩いや散策の場が身近にあり、快適性を高める

4 地域産業の振興と担い手の育成

- ① 農業をはじめ第1次産業の担い手を育てる
- ② 特産品や技術を生み出し、地域産業を活性化する

政策目標
2-1

良好な自然・地域環境のブランド化

施策目標 2-1-1

良好な自然と地域環境を保全し、活用する

◆目標設定の背景

- ・葛城市は、葛城・二上の美しく、緑豊かな山並み・山麓や、良好な農用地と田園景観を有しています。また、その様な自然を活かした特色あるレクリエーション活動の場を有しています。
- ・豊かな自然環境に対する市民の満足度は高く、これを保全していくことが重要となっています。
- ・違法な風俗や金融のはり紙がなされていたり、無許可広告物の設置が見受けられるなど、地域の風景や風紀を乱す行為が目立つようになってきており、良好な地域環境を保全する上で対策が必要となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

良好な自然と地域環境を保全し活用するため、以下の取組を進めます。

●河川や水路の水質をまもる

- ・下水道事業の推進と、河川・水路等の定期的な清掃活動によって、水質を良好な状態に保ちます。

●山林を良好な状態に保つ

- ・計画的な間伐と植林を促進し、山林を良好な状態に保つよう推進します。

●快適で良好な生活環境と健全な教育環境をまもる

- ・良好な地域環境や青少年の健全育成に悪影響を与える民間施設の建築や、違法広告物等の設置を規制し、快適で良好な生活環境をまもります。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		河川や公共用水の水質を良好な状態に保つ		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	水洗化率	77.5%	80.0%	88.0%
	PH、BODなどの水質基準 (河川C類型)	6.5≦ph≦8.5 5mg/l ≧BOD 50mg/l ≧浮遊物質量 5mg/l ≧溶存酸素量	6.5≦ph≦8.5 5mg/l ≧BOD 50mg/l ≧浮遊物質量 6mg/l ≧溶存酸素量	6.5≦ph≦8.5 5mg/l ≧BOD 50mg/l ≧浮遊物質量 7mg/l ≧溶存酸素量
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業の推進 ○市内一斉清掃の推進 ○水質検査等の実施 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・用水への汚水放流を行わない。 ・市内一斉清掃等清掃活動への参加をする。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業を進め、水洗化率を高める。 		

目標が達成された姿		森林資源の確保、優良木材の育成を図る		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	間伐・植林面積	8.9ha	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○間伐等促進対策事業の推進 ○造林事業の推進 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業事業者は計画的な間伐と植林を行う。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に森林資源の重要性に関する学習の機会を提供する。 ・間伐や植林等が行いやすい作業環境を整える。 		



目標が達成された姿		快適で良好な生活環境と健全な教育環境をまもる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	違法はり紙数	— (参考:撤去数1,134件)	↘	↘
	無許可広告物数	— (参考:撤去数120件)	↘	↘
	ラブホテル・パチンコ・ ゲームセンター新規立地数	—	0店舗	0店舗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物の規制 ○ラブホテル・パチンコ店・ゲームセンターの建築規制 ○(仮称)環境保全条例の制定 ○建築物等吹付けアスベスト等分析調査の実施 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律を違反するものはもちろんのこと、地域の風紀を乱す広告物等を設置しない。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法広告物等に関する指導を徹底する。 ・風紀を乱す恐れのある広告物や建築物に対する適切な規制を行う。 		



政策目標
2-1

良好な自然・地域環境のブランド化

施策目標 2-1-2

循環型社会への取組を高めるとともにモラルを向上させる

◆目標設定の背景

- ・大量生産、大量消費型のライフスタイルが浸透してきたことによって、廃棄物が増加してきています。
- ・直接収集による家庭ゴミの中に、多量の資源ゴミが混在しているなど、限りある資源のリサイクルが十分に行われていない現状があります。
- ・現在、市内に2カ所あるクリーンセンターは、老朽化や処理規模の面で問題を有しており、適正な処理に向けた対応が必要となってきています。
- ・道端や河川敷、山林などへの不法投棄があり、投棄者が特定できない状況にあります。

◆目標達成に向けた基本方針

循環型社会への取組を高め、市民のモラルを向上するため、以下の取組を進めます。

●一般廃棄物の減量やリサイクルを進める

- ・民間事業者・各家庭に対する意識啓発により、生ゴミ、資源ゴミの減少、再利用を徹底し、ゴミ減量化を進めます。

●廃棄物を適正かつ効率的に処理する

- ・廃棄物処理施設の整備により、適正かつ効率的に処理できる体制を整えます。

●不法投棄を減らし、美しいまちをつくる

- ・不法投棄に対する監視体制の強化と、地域住民による積極的な清掃・美化活動への参加によって、不法投棄を減らし、美しいまちをつくっていきます。

●地球環境に優しいまちづくりを推進する

- ・市民一人ひとりが、エネルギーや資源の無駄づかいをなくし、グリーン購入に取り組むなど、地球温暖化の抑制や環境負荷の低減に積極的に取り組みます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		一般廃棄物の総排出量を減少させる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	一般廃棄物総排出量 (廃棄物処理法に基づく削減目標:平成9年度実績に対し5%削減)	14,370 t	12,953 t	13,037 t
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○再生資源集団回収事業の強化 ○マイバック運動の展開 ○家庭系ゴミの有料化の検討 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活におけるゴミの減量に取り組む。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの減量に対する市民の意識を高め、必要な施策を講じる。 		

目標が達成された姿		リサイクルを進める		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	リサイクル率(廃棄物処理等に基づく削減目標:24%)	19%	26%	28%
上記姿を実現するために必要な施策		○新聞等資源ゴミの直接回収の推進		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活におけるゴミのリサイクルに取り組む。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルに対する市民の意識を高めるとともに、効果的な分別回収の体制を整える。 		

目標が達成された姿		廃棄物を適正に処理する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	日量焼却量	72 t	72 t	50 t
上記姿を実現するために必要な施策		○廃棄物処理施設の整備		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・効率的かつ適切な廃棄物の処理施設を整備・運営する。		
	重点事業	○現在新庄地区、當麻地区それぞれに立地する廃棄物処理施設を統合し、効率的かつ適切な廃棄物処理により、現行焼却炉より規模を縮小する。		

目標が達成された姿		不法投棄のない美しいまちを実現する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	不法投棄量	19.13 t	↓	↓
	44大字のうち地域の清掃美化活動を行うグループが存在する大字の割合	要調査	50%	100%
上記姿を実現するために必要な施策		○監視カメラの設置 ○環境美化運動の推進		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・市民も不法投棄に対する監視の目を光らせる。 ・地域の清掃美化活動に積極的に参加する。 (行政の役割) ・不法投棄を監視し、事業者等に対する厳しい指導を行う。 ・公共空間に対する地域住民の清掃美化活動を支援する。		

目標が達成された姿		地球環境に優しいまちづくり		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	環境意識の向上	—	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止実行計画の啓蒙・啓発 ○グリーン購入の啓蒙・啓発 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーや資源の無駄づかいを抑制するなど、地球温暖化の抑制につながる日常生活を心がける。 ・グリーン購入に努める。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政として、地球温暖化防止につながる行動を実践する。 ・市民に対する啓蒙・啓発活動を継続的に実施する。 		



政策目標
2-2

歴史・文化の保全・継承と交流の促進

施策目標 2-2-1

歴史遺産をまもり、来訪者を増やす

◆目標設定の背景

- ・葛城市の歴史・文化を保全・継承していくためには、當麻寺や竹内街道をはじめ各地の歴史遺産等、市内観光情報を収集し継続的にPRすることで、来訪者を増やし、その価値に対する理解を深めていくことが重要です。
- ・山麓地域の良好な環境を活かし、都市住民の体験・交流の場や、歴史・文化散策ルートの場合などとして、多様な活用を考えていく必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

歴史遺産をまもり、来訪者を増やすため、以下の取組を進めます。

●観光資源のPRや施設内容の充実により、観光客を増やす

- ・観光資源を紹介するパンフレットの充実や、各駅前及び主要公共施設における市内観光案内看板の設置、観光地周辺道路において観光地誘導となる道路標識の設置などにより、観光客の増加に取り組みます。

●都市農村交流を促進する

- ・葛城・二上山のふとくに広がる豊かな歴史・自然環境と利便性の高い交通条件を活かし、都市と農村の交流活動を促進する魅力ある地域づくりを進めます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		観光客の入込客数を増やす		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	観光客入込客数	400,178人	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○観光事業の推進 (パンフレットの作成、案内板の設置、観光協会への支援、相撲館の運営、竹内街道等歴史街道ホームページの作成) ○広域での観光ネットワークづくり 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛城市の観光資源を知り、自ら情報発信に協力する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや案内板の作成、案内所の機能充実を通じ、葛城市の情報を発信する。 		

目標が達成された姿		都市農村交流を促進する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	交流者数	—	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○葛城山麓地域整備事業の推進		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛城市の情報発信や来訪者のもてなし、案内活動に積極的に参画する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛城山麓における来訪者の交流を促進するため、各拠点の魅力化と相互の連携を促進する。 		
	重点事業	<p>[花と文化財のエリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康と休養の里整備 <p>[ファームリゾートエリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産業拠点施設整備 ・クラインガルテンと花の里整備 ・ソバの花咲く里整備 ・新葛城の道(散策路)の整備 		

政策目標
2-2

歴史・文化の保全・継承と交流の促進

施策目標 2-2-2

伝統文化を継承するとともに新たな文化・交流を生み出す

◆目標設定の背景

- ・近年、市民の地域の歴史・文化に対する関心が薄くなってきており、また知る機会も少ない状況にあります。特に次代を担う子どもたちに合併により生まれた葛城市の歴史や伝統文化を伝えていく必要があります。
- ・歴史と伝統の地である金剛葛城山麓の文化をわかりやすく解説し、地域文化を創造する気風を育む場を提供していくことが重要であると考えます。
- ・これまで継続的に行われてきた伝統的な祭事やイベントについても、合併を契機として、新たな文化や交流の場として発展させていく必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

伝統文化を継承するとともに、新たな文化・交流を生み出すため、以下の取組を進めます。

●子どもたちや市民がふるさとの歴史や民話を知る

- ・子どもたちが楽しく葛城市の民話や歴史を学習できるようにするとともに、展示会を通じて地域文化を紹介し、市民の愛郷心を育てていきます。

●市民の交流を活性化する

- ・公園まつり、文化とコミュニティまつり、各種イベントなど、地域の活性化を目的としたまつりやイベントへの市民の参加を促進し、市民相互の交流の拡大と連帯意識の高揚に取り組みます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		ふるさとの歴史・民話を知り子どもたちや市民の心に郷土愛を育む		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	歴史博物館企画展観覧者数	2,075名	↗	↗
	歴史文化講座等参加者数	1,326名	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○葛城市に伝わる民話等の編纂 ○子ども向け葛城市歴史読本の編纂 ○展示会・歴史講座の開催 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に伝わる歴史や民話等に対する関心を高め、後世に伝える。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や民話を収集し、市民が関心を高め、学習できるような環境を整える。 		

目標が達成された姿		市民の交流を活性化する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	各種イベントへの参加者数	—	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントの開催 ○交流事業の推進 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまつりやイベントに積極的に参加・参画する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まつりやイベントに対する助成を通じ、活動の継続を支援する。 		

政策目標

2-3

日常生活の利便性・快適性の向上

施策目標 2-3-1

駅前整備や道路など日常生活の利便性を高める

◆目標設定の背景

- ・近鉄南大阪線・御所線が接続し、特急も停車する尺土駅においては、現在は駅へのアクセス道路が狭小で、また駅前広場もなく、道路交通との連携が不十分な状態にあります。
- ・JR大和新庄駅周辺では、JR和歌山線において市街地が東西に分断され、東西方向の交通アクセスが脆弱な状況にあり、駅の機能が十分に活かされていません。
- ・道路に関しては、特に尺土駅から市の中南部地域を結ぶ南北軸が脆弱であり、狭小な道路に通過交通が流入している状況が見られます。
- ・主な公共施設間の移動利便性を向上させるため、公共バスが運行されており、その利用促進が課題となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

駅前整備や道路など日常生活の利便性を高めるため、以下の取組を進めます。

●駅周辺の整備を進め、交通利便性と拠点性を高める

- ・尺土駅、JR大和新庄駅周辺の整備を進め、市の玄関口にふさわしい整備と、交通利便性の向上に取り組みます。

●市南北軸を強化する

- ・市南北方向の道路整備を促進し、良好な交通体系を確立することにより、自動車での安全で円滑な移動利便性を高めます。

●公共交通の利用を促進する

- ・公共バスについては、利用者のニーズにあった利用しやすい運行形態へと改善していくことにより、市民の利用を促進していきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		駅周辺の交通利便性を高める		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	交通機関の便利さの満足度	42.1% (新市建設計画アンケート結果)	↗	↗
	JR大和新庄駅乗降者数 (1日あたり)	808人	1,100人	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○尺土駅前の整備 ○J R 大和新庄駅周辺の整備 ○大和都市計画街路事業（新庄駅前通り線）の推進 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺に不法駐輪・駐車を行わない。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等の利便性と安全性を高めるため、駅前広場や道路等基盤整備を行う。 		
	重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ○尺土駅前について、駅前広場の整備により、葛城市の鉄道の玄関口としての整備を行う。 ○J R 大和新庄駅周辺について、区画整理事業の手法を用い、駅に近接する利便性と田園環境を活かした、良好な定住環境を創造する。 ○大和都市計画街路事業（新庄駅前通り線）の整備により、道路整備と一体となった賑わいづくりを行う。 		

目標が達成された姿		幹線道路（国道）への円滑なアクセスを確保する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	道路の整備状況の満足度	34.2% (新市建設計画アンケート結果)	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○弁之庄・木戸線道路の改良 ○中道・諸鋤線道路の改良 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等の利便性を高めるため、生活道路の整備を推進する。 		
	重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ○弁之庄・木戸線、中道・諸鋤線の整備促進により、「生活文化軸」として、市の南北方向のアクセス性を強化する。 		

目標が達成された姿		公共交通による移動利便性を高める		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	公共バス年間利用者数	10,000人	15,000人	20,000人
上記姿を実現するために必要な施策	○公共バス運行事業の実施			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイカーを自粛し、公共バスや公共交通機関を積極的に利用する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が利用しやすい運行形態でのバス運行を実施する。 		





政策目標

2-3

日常生活の利便性・快適性の向上

施策目標 2-3-2

憩いや散策の場が身近にあり、快適性を高める

◆目標設定の背景

- ・豊かな緑と水に恵まれた山麓地域から平坦部に広がる農地など、緑地に関しては比較的恵まれているものの、市街地内においては身近な公園が不足しています。
- ・山間部をはじめ市内に分布する緑地は、景観的に優れ、住環境の向上にも資することから、計画的にこれらを保全・活用していく必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

憩いや散策の場が身近にあり、快適性を高めるため、以下の取組を進めます。

●緑豊かな居住空間を創出する

- ・住民のふれあい、憩いの場となる公園を整備するとともに、地域の緑化に対する理解や、緑化に対する自主的な活動を促し、日常生活に潤いと安らぎのある居住空間を創出していきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		日常生活に潤いと安らぎを与え、緑豊かな居住空間を創出する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	一人あたり公園面積	4.5㎡	↗	↗
	歩いてゆける公園整備率	75.7%	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	○公園整備事業の推進			
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・生活の中での緑の重要性に対する意識を高め、自ら身近な緑をまもり、増やす。 (行政の役割) ・公園の整備を通じ、市民の憩いの場やまちなかでの緑を確保する。		



政策目標
2-4

地域産業の振興と担い手の育成

施策目標 2-4-1

農業をはじめ第1次産業の担い手を育てる

◆目標設定の背景

- ・近年、農業意欲の低迷とそれに伴う担い手不足、さらには従事者の高齢化などにより、遊休農地が増加しています。
- ・地域によっては、農道が狭く、農地が狭小・不整形であるため、生産基盤として効率が悪く、また農業の担い手育成と産業としての振興を図る上で、営農環境の向上が課題となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

農業をはじめ第1次産業の担い手を育てるため、以下の取組を進めます。

●営農意欲の高い農業者を育てる

- ・農業の担い手不足に対応するため、農作業受託グループ等の育成、また、遊休農地対策として、れんげ・コスモス等景観形成作物を導入するなどの取組を進めるとともに、意欲の高い営農希望者の新規参入を支援します。

●農業経営を安定化する

- ・農道の拡幅整備や用排水施設等の改修、さらにはほ場整備による耕地形質の改善などによって、効率的かつ安定した生産性を確保していきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		遊休農地が増えていく中で、遊休農地解消として、 農業者の営農意欲を増大させる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	耕作放棄地面積	74ha	70ha	63ha
上記姿を実現するために必要な施策	○就農支援特区（葛城アグリチャレンジ特区）の活用			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な田園環境をまもるため、遊休農地等を活用した営農活動に参加する。 ・新たな遊休農地をつくらぬよう努力する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農意欲の高い農家を積極的に支援する。 ・市民の営農意欲を高め、就農を支援する。 		

目標が達成された姿		効率的で安定した生産性を向上し、積極的な農業が行える		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	農業産出額(10aあたり)	33万円 <small>(平成16年生産農業所得統計他)</small>	→	→
上記姿を実現するために必要な施策	○農村振興総合整備事業（農業生産基盤の整備）の推進			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域で取れる農産物を積極的に消費し、地域の農業を支える。 ・農業事業者は、安全性の高い農産物の生産に努め、地域住民の理解を得る。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性を高めるためのハード面での農業基盤の整備を行う。 		

政策目標
2-4

地域産業の振興と担い手の育成

施策目標 2-4-2

特産品や技術を生み出し、地域産業を活性化する

◆目標設定の背景

- ・葛城市の地域産業として多数を占める中小企業は、商工業ともに低迷しており、事業所数は減少してきています。
- ・各事業所単独での経営の健全化に取り組むことはもとより、異業種等の連携によって、顧客のニーズに即した新たな製品や技術の開発に取り組んでいくことが求められています。
- ・市内事業所の活性化により、市内での雇用の場の確保にもつながると考えられます。

◆目標達成に向けた基本方針

特産品や技術を生み出し、地域産業を活性化するため、以下の取組を進めます。

●中小企業の経営を健全化する

- ・市内中小企業の経営の近代化、合理化及び体質の安定強化を図るなど、中小企業の経営の健全化をめざします。

●地域のブランド品を生み出す

- ・市内事業者等の相互連携により、既存の特産品や技術の組み合わせや加工等の研究開発によって、地域の新たな特産品や技術の創造に取り組み、それらを市のブランドとして積極的にPRしていきます。

●優良企業を誘致・育成する

- ・工業地域の拡大などによって、優良企業の誘致・育成に取り組み、市内での雇用の場を創出します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		中小企業の不況対策・育成により、経営を健全化する 中小企業の成長発展及び商工振興を図る		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	事業所数	1,282事業所 (平成13年事業所・企業統計)	→	→
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業経営改善資金の利子補給 ○中小企業資金の融資（葛城市中小企業資金融資） 		
	市民と行政の役割	<p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲の高い中小企業の経営革新及び生産・操業活動を支援する。 		

目標が達成された姿		地域ブランド品が多く生み出されている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	地域ブランドとしてふさわしい品数	—	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○特産品開発の支援及びPR		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地域資源が有する価値を見直し、ブランド品としての付加価値の創出に努める。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のブランド品開発を目的とする研究活動や、PR活動を支援する。 		

目標が達成された姿		企業誘致を図り、地域産業の活性化・雇用の促進を図る		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
製造品出荷額		21,358,522万円 (平成16年工業統計)	↗	↗
市内就業者率		38.26% (平成12年国勢調査)	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○工業ゾーンの拡大による企業誘致		
市民と行政の役割		(市民の役割) ・工業事業者の立地可能エリアを拡大し、良好な操業環境を維持する。		
重点事業		○工業ゾーンを拡大し、事業者に対する良好な活動環境の提供と、新たな事業者の誘致を行う。		



政策の柱3

やさしさ・生きがい

～ 心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち ～

施策体系

政策目標

1 子育てと生きがいの両立

施策目標

- ① 地域で支え合いながら、楽しく子育てができるようにする
- ② 子育てと仕事が両立できるようにする

2 学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり

- ① 互いの人権を尊重し、思いやりのある心と健全な精神を育てる
- ② 必要な知識や能力を身につけられるようにする
- ③ 芸術文化活動やスポーツ活動などを活発にする

3 いきいきとした生活と社会参加の促進

- ① 病気にかからず、介護を必要としないよう、心身の健康を保つ
- ② 高齢者や障害者の方が安心して生活できるようにする



政策目標

3-1

子育てと生きがいの両立

施策目標 3-1-1

地域で支え合いながら、楽しく子育てができるようにする

◆目標設定の背景

- ・核家族化の進行やコミュニティの喪失などによって、1人で子育てをし、子育てに悩んでいる親が多く見られるようになりました。
- ・育児不安に起因する虐待も増加してきています。子どもへの虐待は、様々な要素が絡み合って起こるものであり、子育てに悩みを抱える家庭の情報を共有し、各機関や地域が果たすべき役割をそれぞれが認識して、より早期に適切な支援を行い、虐待の防止に努めることが重要となってきています。

◆目標達成に向けた基本方針

地域で支え合いながら楽しく子育てができるようにするため、以下の取組を進めます。

●地域や各機関での子育て支援・相談を実施する

- ・子育て家庭の親子を集めて交流を図ったり、育児相談・情報交換の場を設け、子育てにおける問題点についてともに考え、話し合ったりする機会を充実します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		子育て家庭の親が安心して、楽しんで子どもを育てられる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	子育て支援事業開催回数 (つどいの広場)	週1回	週3回	週3回
	乳幼児・児童の虐待件数	8件	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業の推進 ○子育て支援事業の充実 (児童ふれあい交流事業、つどいの広場事業、子育て教室) ○子育て学習・相談事業の充実 ○児童虐待防止・相談事業の充実 			
市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを家庭や地域で支える。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が、子どもを楽しく育てられる意識付けや交流の機会を充実する。 ・子育てする親に対する相談や教育の機会を充実する。 			



政策目標

3-1

子育てと生きがいの両立

施策目標 3-1-2

子育てと仕事が両立できるようにする

◆目標設定の背景

- ・子どもが病気になった時などに面倒をみってくれる身内のいない保護者が増え、対応に困るといったケースが増えてきています。
- ・現在、公立の3つの保育所は、建築後30年近く経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。また、家庭外で働く保護者が増え、保育所の利用者は年々増加しています。
- ・学童保育に関しても、利用者が増加するとともに、いろいろな子育て支援事業の展開が求められています。

◆目標達成に向けた基本方針

子育てと仕事の両立ができるようにするため、以下の取組を進めます。

●多様な保育サービスを充実する

- ・ニーズの高い保育サービスを充実することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。施設や職員を充実することにより、保護者が安心して子どもを預けられる場所にします。また、今後の状況を踏まえ、公立保育所の民営化や幼保一元化についても、必要に応じ検討していきます。

●学童保育の充実による子育てと仕事との両立を支える

- ・学童保育の受け入れ体制を強化するとともに、子育て支援事業の拠点整備を行い、サービスが利用しやすい環境を高めていきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		子どもを安心して預けられ、仕事との両立ができる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	保育所待機児童数	0人	0人	0人
	学童保育待機児童数	0人	0人	0人
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の整備 ○保育サービスの充実 (障害児保育事業、延長保育事業、一時保育事業、保育所地域活動) ○学童保育の充実 ○子育て支援センターの整備 			
	市民と行政の役割	(行政の役割) ・市民のニーズに応じ、多様な保育サービスを充実する。 ・市民のニーズに応じ、学童保育サービスを充実する。		
	重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した保育所の整備を行うとともに、各種保育サービスを提供する。 ○子育て支援の拠点施設として、子育て支援センターを整備する。 		



政策目標
3-2

学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり

施策目標 3-2-1

互いの人権を尊重し、思いやりのある心と健全な精神を育てる

◆目標設定の背景

- ・市内小・中学校における不登校児童・生徒の全児童・生徒に占める割合（平成17年度）については、小学校で0.4%、中学校で3.5%であり、一人ひとりに応じた適切な指導、相談の必要性があります。
- ・青少年による各種犯罪も増加してきており、家庭・地域・学校等が連携して、健全育成に取り組むことが非常に重要となってきました。
- ・あらゆる差別のない明るい社会を実現するため、人権を尊重し、年齢や性別、障害の有無などに関係なく、互いに認めあうことができる、思いやりのある心豊かな子どもたち、市民を育てていく必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

互いの人権を尊重し、思いやりのある心と健全な精神を育てるため、以下の取組を進めます。

●教育指導・相談機会を充実する

- ・不登校の児童・生徒を対象とした適応指導と、保護者に対する子育て上の相談機会を充実することより、児童虐待や不登校生を減らし、次代を担う子ども達の自立心を育て、のびのびとした発達・成長を支えます。

●地域ぐるみでの青少年育成活動を実施する

- ・青少年の非行防止、健全育成等に関し、教育相談を行うとともに、地域への啓発を行うことにより、各地域での青少年を交えた交流活動などの実施を支援します。

●人権啓発・人権教育を推進する

- ・あらゆる差別のない明るい社会の実現のために、市民に対する啓蒙・啓発活動や講演会などを通じた学習機会を提供していきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		不登校児童・生徒の出現を減少させる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
不登校児童・生徒の全児童・生徒数に占める割合		小学校 0.4% 中学校 3.5%	小学校 ↓ 中学校 ↓	小学校 ↓ 中学校 ↓
上記姿を実現するために必要な施策		○適応指導教室・教育相談の充実		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童・生徒の自立心を高めるよう、地域での交流活動への参加を呼びかける。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童・生徒の学習意欲と自立心を高めるよう多様な登校刺激を与えるとともに、各人が抱える問題の改善・克服に努める。 		

目標が達成された姿		青少年が健全に育っている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
青少年補導者数		(参考) 1,429人 高田署管内数	↓	↓
上記姿を実現するために必要な施策		<p>○啓発・巡視活動の推進</p> <p>○青少年センターの設置</p>		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成に向け、地域として見守る。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での青少年の健全育成活動に対する支援を行う。 		

目標が達成された姿		人権を尊重した明るいまちづくりを実現する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	人権集会等参加者数	1,360人	↗	↗
	人権教育講座参加者数	148人	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<input type="checkbox"/> 人権啓発の推進 <input type="checkbox"/> 人権教育の推進 <input type="checkbox"/> 男女共同参画の推進		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・すべての人の人権を尊重する。性別や年齢にかかわらず、社会に等しく参画することを認め合う。 (行政の役割) ・人権尊重や男女共同参画の理念に関する市民啓発を行う。		



政策目標

3-2

学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり

施策目標 3-2-2

必要な知識や能力を身につけられるようにする

◆目標設定の背景

- ・先行きが不透明で、変化の早い現代社会において、子どもたちや市民が多様な知識や能力、さらには課題解決能力を身につけることが、これからの人生を生き抜いていく上で重要です。
- ・高度情報化社会や国際化社会において、ITを使いこなせる能力や、英語によるコミュニケーション能力を養うことは、葛城市の将来を担う人材育成の点からも重要となってきています。
- ・子どもたちにとっては、日々の学校生活が楽しく充実したものであるとともに、地域の資源や人との交流を通じて、様々な体験をすることによって、自ら学び、考える力、そして地域への愛着を育てることが重要です。

◆目標達成に向けた基本方針

必要な知識や能力を身につけられるようにするため、以下の取組を進めます。

●学習機会を充実する

- ・図書館の充実や定期教室、各種講座等の充実によって、いつでも、どこでも、誰でも、幅広く学び続けられる環境を整えます。

●多様な能力を身につける教育を実施する

- ・子どもたちのITを使いこなせる能力や英語によるコミュニケーション能力など、現在社会において必要な能力を学校教育を通じて育成します。

●日々楽しい学校をつくる

- ・学校施設の整備や学校間の均衡を図り、勉強や遊び、クラブ活動などを通じて、児童・生徒一人ひとりにとって、日々楽しく充実感のある学校づくりを進めます。

●地域での学習活動を推進する

- ・各地域で、昔の遊びや道具等、普段体験できないような体験をすることにより、物事を考え、解決する力、さらには自ら夢や希望を見つけ、生きる力を育てていきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		市民が読書に親しんでいる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	図書館市民1人あたり年間貸し出し冊数	5.1冊	6.5冊	7.5冊
上記姿を実現するために必要な施策		○図書の貸出、資料収集及び講座の開催		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・読書を通じ、情緒や読解力、知識を身につける。 (行政の役割) ・読書の大切さを市民に伝えるとともに、図書の貸し出し、資料収集等を通じ、市民に生涯学習の場を提供する。		

目標が達成された姿		いつでも、どこでも、だれでも幅広く学び続けられる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	教室、講座年間受講者数	1,000名	1,100名	1,200名
	地区館教室講座年間開催回数	15回	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○定期教室、各種講座の開催（生涯学習の充実） ○埋蔵文化財調査・収集・展示の充実		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・生涯学習活動を通じ、自己研鑽に努める。 (行政の役割) ・市民の生きがいがづくりや自己実現のための、教室や講座を開催する。		

目標が達成された姿		子どもたちが学校教育を通じて多様な能力を身につけている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	中学校卒業時点で、インターネットを用いて情報を検索・収集し、それをもとにレポートを作成できる生徒の割合	80%	90%	100%
	中学校卒業時点での英検3級レベル到達者(英語能力判定テスト)の割合	—	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○各学校のコンピュータ室及び校内LAN(コンピュータのネットワーク)の整備 ○教職員のコンピュータリテラシー能力や指導技術の強化 ○ALT(外国人による言語指導)及び幼稚園・小学校での英語活動の推進 		
	市民と行政の役割	(行政の役割) ・コンピュータや英語など、子どもたちが多様な能力を身につけるための教育環境の整備・充実を図る。		

目標が達成された姿	児童・生徒が毎日の学校生活を充実して過ごしている		
目標の達成度を測るための指標	現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
一年間部活動を継続した 中学一年生の割合	60%	65%	70%
文部科学省による全国学力・ 学習状況調査(平成19年4月～) 小6の国語・算数と中3の国語・ 数学の全国平均との差	—	+5	+8
学校図書館での一人当たり の年間貸し出し冊数	中学校 6冊 小学校 35冊	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○白鳳中学校柔剣道場の新設 ○学力調査の実施とその結果に基づく授業改善 ○教育振興事業の推進 ○学校図書館の活性化(図書館補助員の配置) ○幼稚園の改築 		
市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の指導方針や指導過程・方法等に理解をもち、家庭でのしつけや学習を推進する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域との対話を持ち、子どもたちそれぞれの可能性を見出し、いきいきとした学校生活の場を提供する。 		
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ○合併を機に、新庄地区、當麻地区の教育施設の均衡と充実を図るため、白鳳中学校に柔剣道場を新設する。 ○老朽化の進む幼稚園の教育環境の向上を図るため、改築を行う。 		

目標が達成された姿		子どもたちが自ら学び、考え、夢や希望、生きる力を身につける		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	まちの達人さん教育支援登録者数	35人	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成の推進及び人材バンクの充実 ○奉仕活動・体験活動の推進及び情報の提供 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らまちの達人として、登録するなど、人生の先輩として子どもたちと接する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの達人登録などの仕組みを通じ、世代間交流の場を創出し、子どもたちの課題解決能力を高める。 		



政策目標

3-2

学校教育や生涯学習による心豊かな人づくり

施策目標 3-2-3

芸術文化活動やスポーツ活動などを活発にする

◆目標設定の背景

- ・心豊かな人づくりのためには、芸術文化に触れたり、自ら芸術文化やスポーツに取り組むことが重要です。
- ・葛城市では、これまでも文化会館における自主事業や、中央公民館や地区館における各種教室や講座を実施してきており、市民のニーズに応じて常に事業や教室等の内容を見直すとともに、施設の稼働率や教室等への参加者を増やしていく必要があります。
- ・スポーツ活動は、市民の健康づくりに対する意識の高揚に伴い、年齢層に応じて多種多様化してきており、活動場所の確保や指導者の育成などが求められてきています。

◆目標達成に向けた基本方針

芸術文化活動やスポーツ活動を活発にするため、以下の取組を進めます。

●芸術文化に触れる機会をつくる

- ・魅力ある自主事業を展開することによって、新たな芸術・文化ファンを増やし、地域の文化水準の向上をめざします。

●各世代の生きがい活動を活性化する

- ・市民のニーズに応じた魅力ある教室や講座の開設とPRを通じて、生涯学習のきっかけを提供するとともに、市民自身による自主的な公民館活動等の活性化によって、市民相互の交流と生きがいを創造していきます。

●いつでもスポーツに親しめる場を提供する

- ・スポーツの指導者及びスポーツクラブを育成し、市民それぞれが年齢にあった幅広い活動が行えるよう、場所や機会を提供していきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		芸術文化に親しむ市民を増やし、地域の文化水準を向上させる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
ホール稼働率 (施設利用日数/開館日)	新庄文化会館 38%	↗	↗	
	當麻文化会館 18%	↗	↗	
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・小学校・中学校での本物の舞台芸術鑑賞の実施 ○文化会館自主事業の充実 		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一流の芸術文化に触れ、自ら芸術文化活動に積極的に参加する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動に対する参加意欲を高め、一流の芸術文化に触れられる機会や活動の場を提供する。 		

目標が達成された姿		老若男女の生きがい活動がさかんに行われている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
移動講座参加者数	年間1,508名	年間2,000名	年間2,500名	
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・学習相談の推進 ○公民館分館活動事業の促進 		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な生きがい活動を継続し、活動への参加の輪を拡大する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が生きがいや喜びを見出せるような教室や講座を提供する。 ・様々な生きがい活動の情報を収集・発信し、参加の機会を提供する。 		

目標が達成された姿		誰もがいつでも、どこでも、スポーツに親しむことができる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	市民1人当たりの体育施設の年間利用回数	3.5回	4.5回	5.5回
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○各種スポーツの推進 ○スポーツ施設の活用 		
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの楽しさを実感し、活動の輪を広げる。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、各種スポーツ活動の場を提供する。 		



政策目標
3-3

いきいきとした生活と社会参加の促進

施策目標 3-3-1

病気にかからず、介護を必要としないよう、心身の健康を保つ

◆目標設定の背景

- ・日頃から健康に留意し、いつまでも元気でいきいきとした生活を送れることは、一番の幸せであるとともに、医療や介護に係る市民や行政の負担の軽減にもつながります。
- ・介護保険サービスについても、制度施行時以降、軽度の要介護者（要支援・要介護1）が急増してきており、今後は介護予防に力点が置かれるようになってきています。
- ・各種基本健診においては、新規の受診者や若い年齢層の受診者が少ない状況にあります。受診結果としては、要指導・要医療の方が多いため、受診率を高め、健康づくりや生活習慣の改善に向けた取組が必要となっています。

◆目標達成に向けた基本方針

市民が病気にかからず、介護を必要としないよう、心身の健康を保つため、以下の取組を進めます。

●介護予防を進める

- ・介護予防に関するサービスの充実とともに、市民の日常的な健康づくりや運動を促進し、要支援・要介護状態になることを予防します。また既に要支援・要介護状態にある人は、状態の悪化を予防していきます。

●自らの健康状態を知る

- ・大人や子どもを対象とした各種診断の受診率を高め、市民自らが健康状態を知り、食生活や生活習慣の改善を通して、疾病を予防していきます。

●健康づくりへの参加を促進する

- ・市民一人ひとりが健康づくりに主体的に参加し実践できるまちづくりを促進していきます。地域で活動している住民グループの活動を、健康づくりの学びや実践の場として推進させていきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	要介護認定率	認定率17.8%	18.7%	18.3% (H26)
	各地域介護予防教室数	4カ所	10カ所	20カ所
	特定高齢者対象の教室参加数	平成18年度開始	↗	↗
	特定高齢者対象教室参加者からの要支援・要介護者の出現率	平成18年度開始	↘	↘
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防普及啓発事業、健康づくり事業の充実 ○高齢者を対象として行う一般高齢者施策における介護予防の普及啓発 ○老人クラブの活動や地域サロンなどの地域活動組織への支援 ○要支援・要介護1になるおそれの高い人を対象に行う特定高齢者施策の介護予防 ○地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態になることを防ぐため、日頃からの予防習慣を身につける。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のための施策を計画的に実施する。 		

目標が達成された姿		要介護状態の悪化を防止し、改善につなげる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	要介護認定割合変化	要支援 (9.1%) 要介護1 (35.0%) 要介護2 (19.8%) 要介護3 (16.2%) 要介護4 (10.1%) 要介護5 (9.8%)	割合を重度化させない	割合を重度化させない
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実 ○地域包括支援センターを中心としたネットワークづくり ○家族の身体的・精神的負担を軽減するための家族介護支援 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の介護状態になることを防ぐため、日頃からの予防習慣を身につける。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度化を予防するための施策を計画的に実施する。 		



目標が達成された姿	検診・予防を怠らず、心も身体も健康で長生きできる		
目標の達成度を測るための指標	現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
がんによる死亡率	32.6%	↘	↘
基本健診受診率個別 " 集団	個別 6.33% 集団 3.23%	↗	↗
胃がん検診受診率	4.38%		
肺がん検診受診率	3.57%		
大腸がん検診受診率	9.04%		
子宮がん検診受診率	4.47%		
乳がん検診受診率	3.41%		
前立腺がん検診受診率	3.84%		
高血圧予防教室	64人		
高脂血症予防教室	124人		
健康相談(センター)	40人		
健康相談(地区)	36人		
生活習慣病予防講座	82人		
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○成人基本健康診査(個別・集団)の実施 ○胃がん、肺がん、子宮がん、乳がんなどの各種がん検診(個別・集団)の実施 ○生活習慣病予防事業(講演会・健康教室・健康相談等)の実施 ○脳ドック検診への助成 ○人間ドック検診への助成(国保事業) 		
市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の受診に努め、生活習慣病にかからないよう、日常生活の意識を高める。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活習慣病の予防に向け、各種教室や相談の実施や、健康診断受診の働きかけを行う。 		

目標が達成された姿		自分の身体に関心を持ち、健康づくりを実践できる力を育む		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	乳幼児健診受診率	73.65%	↗	↗
	両親教室の受講率	16.37%	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診の実施 ○乳幼児相談の実施 ○両親教室の実施 ○保育園(所)・幼稚園での健康づくり教室の実施 ○子どもの血液検査の実施 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに正しい食生活や健康づくりのための知識を身につけさせ、習慣づける。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの正しい食生活や健康習慣に関する知識や手法を提供する。 		

目標が達成された姿		市民が健康づくりに主体的に参加し実践している		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	健康づくりを実践するグループ数	16団体	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○健康21計画の推進(住民参加の推進) ○地域で活動する健康づくりグループへの活動支援 			
	市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人ひとりが健康を意識した日常的なライフスタイルに留意するとともに、健康づくりの活動に積極的に参加する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する正しい知識や手法を提供するとともに、市民が主体となった健康づくりの活動に対する支援を行う。 		

政策目標

3-3

いきいきとした生活と社会参加の促進

施策目標 3-3-2

高齢者や障害者の方が安心して生活できるようにする

◆目標設定の背景

- ・ 21世紀初頭には、国民の4人に1人が65歳以上になるという超高齢社会を迎えようとしています。また、女性の社会進出や核家族化の進行など家庭環境は大きく変化しており、福祉サービスを必要とする人が普遍化するとともに、そのニーズも多様化してきています。
- ・ 高齢者等福祉サービスに関する情報を提示し、誰もがサービスを受けやすい環境づくりが求められます。
- ・ 障害者福祉に関しては、平成15年度に障害者支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法が施行され、新たな制度によるサービス提供とともに、安心して生活できる社会環境を整えていくことが求められています。

◆目標達成に向けた基本方針

高齢者や障害者の方が安心して生活できるようにするため、以下の取組を進めます。

●きめ細かな福祉サービスを提供する

- ・ 高齢者や障害者の方に応じて、きめ細かなサービスを充実するとともに、サービスに関する情報を分かりやすく市民に提供していきます。

●障害者が住み慣れた地域で暮らせる環境を整える

- ・ 日常的な生活を送る上で必要なサービスを充実するとともに、障害のある方の生活に対する市民の理解を深め、安心して生活できる社会を構築します。

●社会貢献の機会をつくる

- ・ 高齢者や障害者の方が、社会とのかかわりを持ち、生きがいを感じられる機会を各地域と連携しながら創出していきます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		市民一人ひとりが、状況に応じてきめ細かな福祉サービスを受けることができる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	福祉サービスに対する市民の満足度	34.3% (新市建設計画アンケート結果)	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の策定・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの適切な利用の促進 ・地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達 ・地域福祉に関する活動への住民の参加促進 		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の充実に向け、市民一人ひとりが地域での支えあいの活動に参加する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者本意の考え方に立ったサービスの提供を行うとともにサービスの総合化を目指す。 ・福祉、保健、医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境などの生活関連分野との連携を図る。 ・地域住民を地域福祉の担い手として、積極的な参加を求めるとともに関係諸団体等との連携を図る。 		

目標が達成された姿		心身に障害のある方が、住みなれた地域で安心して生活できる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	在宅福祉サービス利用者数	85名	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画・障害福祉計画の推進 ○障害者福祉サービス、自立支援医療、補装具の交付、地域生活支援事業の推進 ○相談・コミュニケーション・移動支援、地域活動支援センター等各支援の推進 		
市民と行政の役割		<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害をもつ人ともたない人が、お互いの理解を深め、安心して生活できる社会の実現をめざす。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の在宅での福祉サービスを充実する。 ・公共施設等のバリアフリー化を図る。 		



目標が達成された姿		相談窓口が身近なところにあり、種々の情報を即座に知ることができる		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	社会福祉課、高齢福祉課、ゆうあいステーション、地域包括支援センターでの相談件数	2,035件	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○総合相談・支援体制の整備		
	市民と行政の役割	(行政の役割) ・福祉サービスに関する情報を誰もが得やすいようにする。		

目標が達成された姿		高齢者がいきいきと生活している		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	高齢者ボランティア活動、地域活動への参加者数	ボランティア数 1,235人 老人クラブ加入率 58.56%	↗	↗
	シルバー人材センター会員数	237人	↗	↗
	いきいきセンター平均利用者数(1日あたり)	131人	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○高齢者の生きがい活動支援 ○いきいきセンターの利用促進		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・高齢者がいつまでも自己研鑽や生涯学習に取り組み、自らの能力を活かして、地域社会に積極的に貢献する。 (行政の役割) ・高齢者が生きがいをもって生活するために必要な、様々な地域活動に係る情報を提供する。 ・高齢者仲間の集いの場を提供するとともに、就業等社会貢献の機会を創出する。		

政策の柱4

参画・活力

～ 市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち ～

施策体系

政策目標

1 市民参画による協働のまちづくりの推進

施策目標

- ① 地域コミュニティ・団体を育てる
- ② 市民や事業者の考えや提案をまちづくりに活かす

2 効果的な行財政運営

- ① 経費の削減と独自財源の確保による財政基盤を強化する
- ② 職員の能力を高め、アイデアを政策に反映させる
- ③ 目標に応じた効果的なサービス等の提供を行う



政策目標

4-1

市民参画による協働のまちづくりの推進

施策目標 4-1-1

地域コミュニティ・団体を育てる

◆目標設定の背景

- ・地域固有の課題に対応していくために、それぞれの地域で活躍する、主体的な地域づくりの担い手となる地域コミュニティの育成が必要です。自治会や老人会、婦人会など、地域で活動する各種団体との連携が重要です。
- ・特定の目的やテーマをもって活動するNPO団体やボランティア団体などの市民活動団体は、まだまだその数も少ないのが実情です。
- ・各種ボランティア団体を育成し、良好な協力体制を築き、協働による個性豊かで活力ある地域を創っていく必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

市民活動団体や地域コミュニティを育て、協働による個性豊かで活力ある地域を創るため、以下の取組を進めます。

●市民と行政の協働を推進する

- ・行政と連携してまちづくり活動に参画し、それぞれの分野で活躍するボランティアの育成を推進します。

●地域コミュニティ活動を推進する

- ・花いっぱい運動など、それぞれの地域の個性を生かした地域コミュニティ活動を推進します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		市民と行政の協働が行われている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
市政に必要なボランティア・NPOなどの活動団体数		5団体 (ボランティア連絡協議会加盟団体)	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○ボランティアの育成・PR ○NPOの設立支援		
市民と行政の役割		(市民の役割) ・地域の課題解決に取り組み、地域をより良くすることを目的に主体的に活動する、ボランティア団体やNPOを設立する。また、その様な活動に積極的に参加する。 (行政の役割) ・行政と協働で活動・事業展開を行うボランティア団体やNPOを育成する。 ・市内の既存団体の活動を紹介するなど、市民が活動に参加しやすい環境をつくる。		

目標が達成された姿		地域コミュニティ内でのさかんな活動が行われている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
花づくりモデル分館指定率		60%	75%	100%
上記姿を実現するために必要な施策		○花いっぱい運動の推進		
市民と行政の役割		(市民の役割) ・花いっぱい運動の活動に参加する。 (行政の役割) ・花いっぱい運動の活動の輪を広げるため支援する。		

政策目標

4-1

市民参画による協働のまちづくりの推進

施策目標 4-1-2

市民や事業者の考えや提案をまちづくりに活かす

◆目標設定の背景

- ・ 市政への市民参画を進めるためには、市政情報を分かりやすく理解できるよう、様々な手段を用いて情報を発信し、市民の市政に対する意見や提案等を聴くことによって市民意識を把握し、市民のための市政を推進していく必要があります。そのためには、市民参画を進め、市民の視点から政策立案を行い、市民との連携、協働による施策の推進を進めていくことが重要です。

◆目標達成に向けた基本方針

市民のための市政を進めるため、以下の取組を進めます。

●市民参加を推進する

- ・ 市政モニター制度、パブリックコメント、情報公開制度などを活用して、多様な市民の意向を把握し、また市民の意見や提案を募り、政策立案や施策事業の計画づくりに反映します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		市民のための市政を推進する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
市政モニター会議等の開催回数、意見数	会議等の回数 7回		↗	↗
	意見数 133件		↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○市政モニター制度の充実 ○パブリックコメントの活用 ○情報公開制度の推進 			
市民と行政の役割	<p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度などを積極的に活用し、市政に対して積極的に提言する。 <p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの提言を得られるよう、市政情報を積極的に公開する。 ・市政モニターや各種計画に対するパブリックコメントでの意見や提案を有効に活用し、市政運営に反映させる。 			



政策目標
4-2

効果的な行財政運営

施策目標 4-2-1

経費の削減と独自財源の確保による財政基盤を強化する

◆目標設定の背景

- ・長引く景気低迷による税の減収、国の「三位一体改革」による地方交付税の削減などにより、本市の財政状況は非常に厳しい状況となっています。
- ・「最小の経費で最大の効果をあげる」という原点に立ち返り、コスト意識に基づいて、歳入の確保と歳出の削減により、財政の健全化に向けて取り組む必要があります。

◆目標達成に向けた基本方針

財政基盤を強化するため、以下の取組を進めます。

●事務の効率化と経費の削減を進める

- ・電子自治体の推進をはじめ、事務事業の見直しと効率化を進めます。
- ・さらに民間委託の推進とともに、職員の定員管理と給与の適正化に努め、人件費総額の削減を図ります。

●財源を確保する

- ・市の施設使用料等の見直し、市税等の徴収率の向上などを進め、財源の確保を図ります。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		事務の効率化を図り経費を削減する		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	歳出削減目標額累計	—	460,000千円	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○電子自治体の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域イントラネット基盤整備事業 ・電子申請手続の推進 ・統合型GISの構築 ○事務事業の見直し ○民間委託等の推進 ○定員管理の適正化 ○給与の適正化 		
	市民と行政の役割	(行政の役割) ・集中改革プランに沿い、イントラネットの基盤整備や、事務事業の見直し、職員の定員や給与の適正化等により、効率的な行政運営を行う。		

目標が達成された姿		適正・公平な負担となっている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	市税徴収率(一般税) 現年度分 滞納繰越分	98.05% 8.17%	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		<ul style="list-style-type: none"> ○使用料等の見直し ○市税等の徴収率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の強化 ・滞納者に対する行政サービスの制限 		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・納税の義務を果たし、住みよいまちづくりに協力する。 (行政の役割) ・市税等の徴収率の向上を図るとともに、各種サービスに対する適正な受益者負担について、市民の理解を得る。		

政策目標

4-2

効果的な行財政運営

施策目標 4-2-2

職員の能力を高め、アイデアを政策に反映させる

◆目標設定の背景

- ・限られた財源のもとで、多様化する市民ニーズに対応していくために、行政システムの抜本的な改革を進め、効率的な自治体運営を推進する必要があります。
- ・今後新しい取組を進めていくためには、職員の果たすべき役割などについて十分に検討し、多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員の人材育成が必要です。

◆目標達成に向けた基本方針

職員の人材育成を進めるため、以下の取組を進めます。

●職員の人材育成を推進する

- ・職員的能力向上のため、職員研修の実施、職員評価システムの導入、職員提案制度の導入を図り、総合的な人材育成に努めます。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

目標が達成された姿		求められている職員の育成が行われている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	職員職場外研修受講者数	35人	70人	120人
上記姿を実現するために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修の実施 ○職員評価システムの導入 ○職員提案制度の導入 			
	市民と行政の役割	<p>(行政の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に市民の視点に立ったサービスの提供や職務の遂行に努め、様々な課題に対応できる職員の能力を高める。 		



政策目標
4-2

効果的な行財政運営

施策目標 4-2-3

目標に応じた効果的なサービス等の提供を行う

◆目標設定の背景

- ・市の財政状況は非常に厳しく、今後歳入が減少するのに対して、歳出が増大していく見込みが大きく、現状の傾向が続けば、年を追うごとにその厳しさが増していく状況にあります。
- ・今後新しい取組を進めていくためには、毎年経常的に発生する経費をいかに抑えていくかがポイントとなっており、事務事業を適切に進行管理していく仕組みを構築し、達成すべき目標をめざし、常に「成果」を重視した取組を進めていくことが重要です。

◆目標達成に向けた基本方針

適切かつ効果的な事務事業を進めるために、以下の取組を進めます。

●事務事業評価システムを導入する

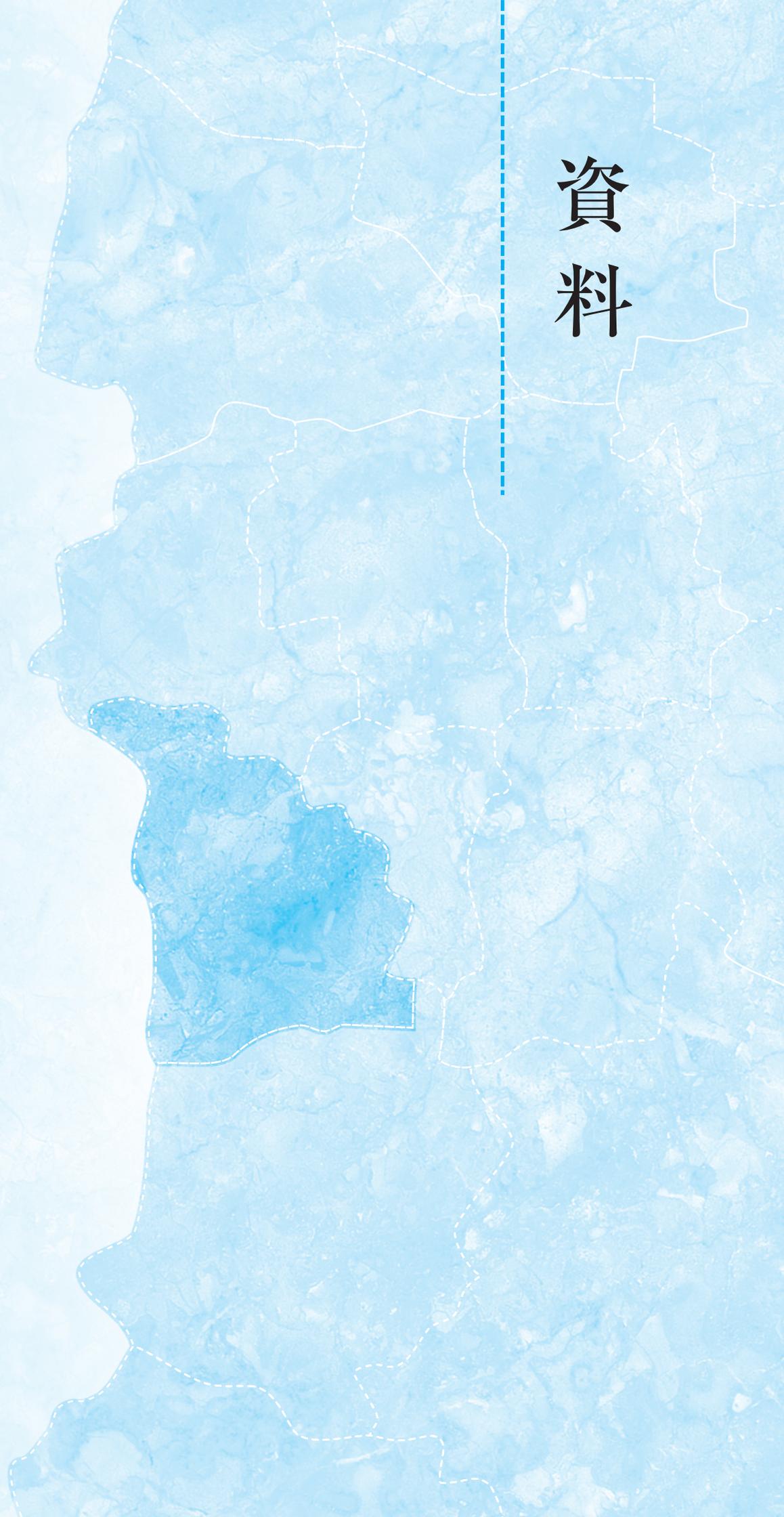
- ・事務事業の目的を明確にし、その成果に対する評価を行い、効果的、効率的な行政運営を進めるため、事務事業評価システムの導入を推進します。

◆目標達成に必要な施策と成果指標

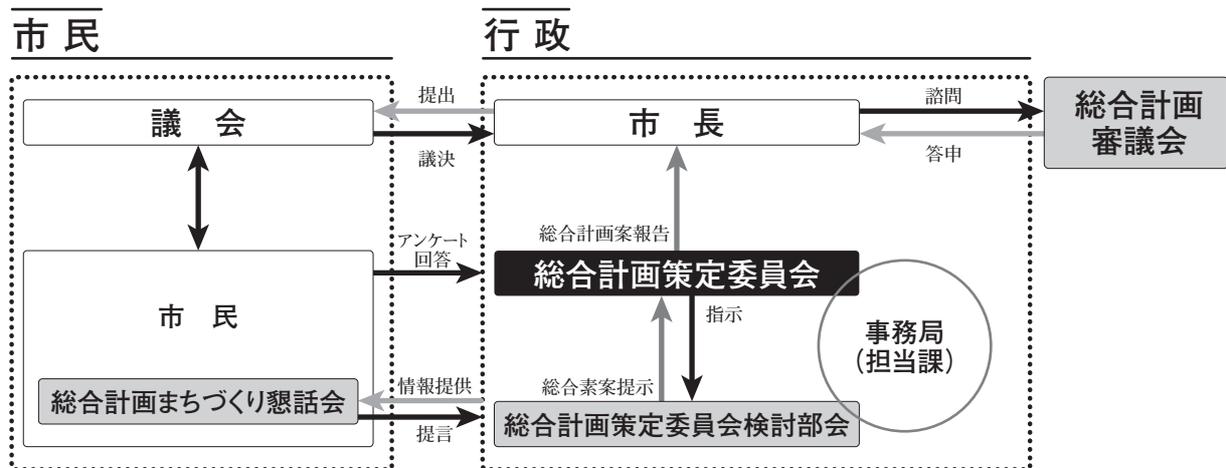
目標が達成された姿		事務事業の評価が適切に行われ、政策・施策に反映されている		
目標の達成度を測るための指標		現状値	中間目標値(5年後)	将来目標値(10年後)
	評価対象となっている事務事業の割合	未実施	↗	↗
上記姿を実現するために必要な施策		○事務事業評価システムの導入		
	市民と行政の役割	(市民の役割) ・ 行政が実施する事業の内容・効果に関して、市民として関心を持つ。 (行政の役割) ・ 常に成果の意識をもって職務を遂行するとともに、自己評価による施策や事務事業見直しの仕組みをつくる。		



資料



総合計画策定体制



組織	役割
総合計画審議会	(議員・識見を有する者・県職・各種団体・市政モニター 計20名) 市長からの諮問を受け、策定委員会より提案される基本構想・基本計画素案を基に計画内容を協議し、計画案として市長に答申する。
総合計画まちづくり懇話会	(各種団体・市政モニター 計18名) 政策・施策目標の立案に加え、市民と行政の対話や協働のまちづくりのあり方について議論。
総合計画策定委員会	(助役委員長、特別職、部長級) 部長級職員により構成され、審議会への提案内容に関して協議。 検討部会から提案される政策・施策目標さらには施策・事業に関し、各部の視点より協議・確認。
総合計画策定委員会検討部会	(課長補佐、その他) 計画に対する主体的係わりや責任意識、目的意識を高めていく観点から、参画職員が分担しながら、政策・施策目標及びその達成に向けた行政の使命や具体的施策・事業の抽出作業等を実施。

総合計画策定の経緯

総合計画審議会	議員・識見を有する者・県職・各種団体・市政モニター 計20名
	平成17年7月29日開催
	平成18年2月27日開催
	平成18年7月4日開催
	平成18年7月24日開催
	平成18年8月8日開催
	平成18年8月21日開催
総合計画まちづくり懇話会	各種団体・市政モニター 計18名
	平成17年12月20日開催
	平成18年1月23日開催
	平成18年2月14日開催
葛城市総合計画策定に係る 市民意識調査の実施	市内に居住の18歳以上の方1,500人(無作為抽出)
	平成17年8月実施
総合計画策定委員会	内部組織:助役委員長、特別職、部長級
	平成17年7月12日開催
	平成17年12月16日開催
	平成18年1月26日開催
	平成18年2月22日開催
	平成18年6月28日開催
	平成18年7月18日開催
総合計画策定委員会検討部会	内部組織:課長補佐、その他
	平成17年7月14日開催
	平成17年8月25日開催
	平成17年12月12日開催
	平成17年12月26日開催
	平成18年1月12日開催
	平成18年2月10日開催
平成18年2月17日開催	
葛城市議会	第3回葛城市議会定例会にて基本構想案議決 平成18年9月25日

葛城市総合計画審議会条例

平成17年 3月31日
条例第 3号

(設置)

第1条 本市の長期的な視点から総合的、計画的な市政運営の指針及び将来都市像を実現するための計画を審議するために葛城市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、葛城市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員

(2) 識見を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公共的団体の役員

(5) その他市長が適当と認める者

2 前項第1号、第3号及び第4号に該当するものとして委嘱された委員がその職を失った場合においては、委員の職を失う。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、委嘱を解くものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。



葛城市総合計画審議会委員名簿

役職	種別	氏名	役職	備考(任期)
会長	識見を有する者	安川 昱	関西大学名誉教授	
職務代理者		中井 隆男	大和高田商工会議所副会頭	
委員	市議会の議員	鷺尾 隆繼	議会代表	～H17.10.31
		野志 昭		～H17.10.31
		南 要		～H17.10.31 H17.11.17～
		植田 茂夫		～H17.10.31
		川西 茂一		H17.11.17～
		西川 弥三郎		H17.11.17～
		亀井 一二三		H17.11.17～
	関係行政機関の職員	川端 修	奈良県総務部市町村課長	～H18.3.31
		寺田 重量		H18.4.1～
		森川 裕一	奈良県企画部新長期ビジョン策定事務局次長 奈良県企画部総合政策課長	～H18.3.31 H18.4.1～
	公共的団体の役員	岡本 橋一	区長会代表	～H18.1.3
		北川 勝利		H18.2.24～
		高木 正年	商工会代表	
		吉村 清治		
		吉川 春夫	観光協会代表	
		橋本 久信	農業委員会代表	
		安川 佳延	JA奈良県常務理事	
		面川 貞雄	民生児童委員連合会代表	
		鷺山 光仁	教育委員代表	～H17.12.20
		吉川 忍		H17.12.22～
		岡波 圭子	地域婦人団体連絡協議会代表	
		辻村 美智子	PTA協議会代表	
	その他市長が 適当と認める者	花井 進	市政モニター	
仲嶋 京子				

諮問書

葛 第3746号
平成18年2月27日

葛城市総合計画審議会
会長 安川 昱 様

葛城市長 吉川 義彦

葛城市総合計画について（諮問）

葛城市総合計画（基本構想・基本計画）を策定いたしたく、葛城市総合計画審議会条例（平成17年3月31日条例第3号）第2条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成18年 8 月21日

葛城市長 吉川 義彦 様

葛城市総合計画審議会
会 長 安 川 昱

葛城市総合計画について（答申）

平成18年 2 月27日付け葛第3746号で諮問のあった葛城市総合計画（案）については、本審議会において慎重に審議した結果、総合的かつ計画的な施策を推進する計画として適切なものであると考えます。

今後、計画の推進にあたっては、本審議会の意を十分に尊重され、特に下記事項に留意されるよう意見を付して本審議会の答申とします。

記

1. 平成の大合併により新しく誕生した葛城市として、本計画の都市像「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市^{シテイ} 葛城」に相応しい新しいまちづくりを推進されたい。
2. 少子高齢社会の進展、また財政状況の厳しさが増す中、行財政改革を積極的に推進され、本計画の着実な実行に努められたい。
また社会情勢の変化に素早く対応し、必要により本計画の修正を行われたい。
3. 葛城市の都市構造として表した市の骨格を成す各都市軸と各ゾーン、拠点、エリアの考えを今後の都市計画行政に反映し、豊かな自然環境を守るとともに、産業振興に努められ、豊かで住みよいまちづくりを推進されたい。
4. 今回の総合計画については、成果重視型の計画ということで策定されており、その主旨に従って、計画に位置づけられた施策や事業について、策定後の実施状況や効果を評価し、進行管理を行うよう努められたい。
5. 市民の理解、協力と参画が得られるよう、本計画の主旨・内容について、あらゆる機会を通じて、市民に広く周知を図られたい。

葛城市まちづくり懇話会設置要綱

平成17年 8 月 1 日
告示第132号

(設置)

第1条 葛城市総合計画の策定にあたり、住民の意見や提案を広く聴取するため、葛城市まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市民の目線に立った政策、施策目標の立案に加え、市民と行政との協働のまちづくりのあり方について検討する。

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうち市長が認める20人以内の委員をもって組織する。

(1) 公共的団体の代表者

(2) 市政モニター

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬)

第6条 懇話会の委員の報酬は無償とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

2 この告示は、総合計画策定をもって、その効力を失う。

総合計画まちづくり懇話会名簿

役 職	団 体 名 等	氏 名	備 考
会 長	森林組合	中 川 源 司	
副会長	健康づくり推進員協議会	面 川 裕 子	
委 員	ボランティア連絡協議会	橋 本 侑 子	
〃	寿連合会	森 田 義 一	
〃	体育協会	中 川 登 喜 男	
〃	文化協会	松 本 貞 夫	
〃	子ども会育成連絡協議会	木 田 尚 正	
〃	花卉出荷組合	坂 田 久 典	
〃	交通安全母の会	瀬 戸 雅 子	
〃	葛城青年会議所	鷺 尾 隆 仁	
〃	身体障害者福祉会	椿 本 幸 治	第1回
〃		奥 田 勝 一	第2・3回
〃	手をつなぐ育成会	生 畷 妙 子	
〃	保育協議会	神 谷 哲 雄	
〃	市政モニター	杉 田 好 弘	
〃		西 岡 秀 信	
〃		本 田 豊 年	
〃		西 野 弘 行	
〃		生 駒 純 子	

まちづくり懇話会で出された主な意見

アンケート調査結果で得られた市民の意向や、将来の葛城市のあるべき姿に関して、直接市民の思いをお聞きするため、12月～2月にかけて3回に及ぶ「まちづくり懇話会」を開催しました。以下では、懇話会で出された主な意見を紹介します。

「安全・安心～安全がまもられ、安心して暮らせるまち～」について

- 「安全・安心」に関しては、特に防犯に関する話題が多数挙げられました。
- 特に、子ども達の安全に対して、誰が一番の責任を負うのか、また、地域の子も達を地域としていかにまもっていくのかについて、意見交換が行われました。
- まずはもっと親自身の自覚を促すことが重要であること、そして、行政では主な場所への警察の配置や街灯の設置などの対応が必要であるとの共通の意見が出されました。
- その他、幹線道路を安全に通行できる歩道の設置や、災害発生時に円滑に避難が行えるような日頃からの防災情報の発信が重要との意見が出されました。

「愛着・快適～自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する、愛されるまち～」について

- ゴミの不法投棄が目立つこと及びその対策が必要であることに関する意見が最も多く出されました。
- 地域の清掃活動がこれまでも続けられてきており、その充実が不可欠であるとの意見が出されました。
- ゴミの不法投棄や地域の美化に関しては「モラル」の問題でもあり、子ども達の教育にも取り上げるべきとの意見も出されました。
- 葛城市の居住環境に対する満足度は高く、豊かな自然やおいしい空気を求めて、大阪などからの転入してくる人も多いため、この環境をまもっていくことが重要との共通認識が得られました。
- その他、各地の伝統文化や行事については今後も担い手を育成し残していくべきであるが、運動会など参加者が減少しつつある状況も見られ、やり方の工夫なども考えるべきとの意見が出されました。

「やさしさ・生きがい～心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち～」について

- 「葛城市としての独自性のある教育」ということを論点に活発な討議が行われました。
- かつては特に新庄町において、「教育のまち」を標榜していたようだが、今はそれほどの教育面での特色が見られない。葛城市として「教育のまち」としての復活を目指すような取組が何かないものだろうかとの意見が出されました。（例として、ITや英会話を駆使できる子どもの育成など）
- 子育て支援に関しては、高齢者サロンに加えて、子育て真最中の親に対する支援の場となる「子育てサロン」を充実してはとの意見が出されました。現在もボランティア団体が主体となって、子育て支援の活動が展開されていますが、その体制充実が必要との意見が出されました。

「参画・活力～市民と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち～」について

- 行政のみで様々な地域課題や住民要望に対応していくのは困難であることから、自発的なボランティア活動などを活発化させることが必要であるとの意見が出されました。
- その際、行政として、様々な市民活動が一人歩きできるような支援があるとよいとの意見が出されました。
- 市民と行政との対話に関しては、今回のまちづくり懇話会のような直接対話の場を継続・充実するとともに、市民の声を市政に反映させる仕組みを作ることが必要ではないかとの意見が出されました。

葛城市総合計画策定に係る市民意識調査結果概要

調査実施時期

・平成17年 8月

調査対象者

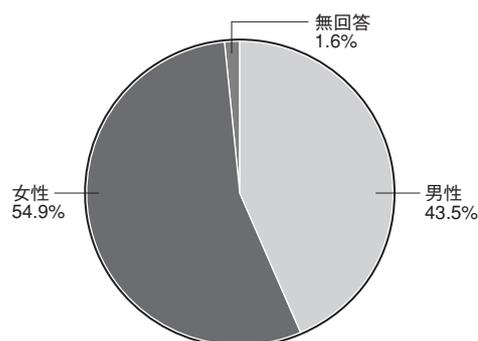
- ・対象者：市内に居住の18歳以上の方（無作為抽出）
- ・対象数：1,500票

回収状況

- ・有効回収数：678票
- ・回収率：45.2%

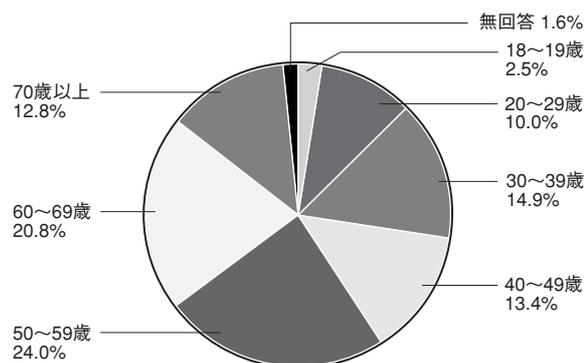
性別

男性が43.5%、女性が54.9%となり、女性の方がやや多くなりました。



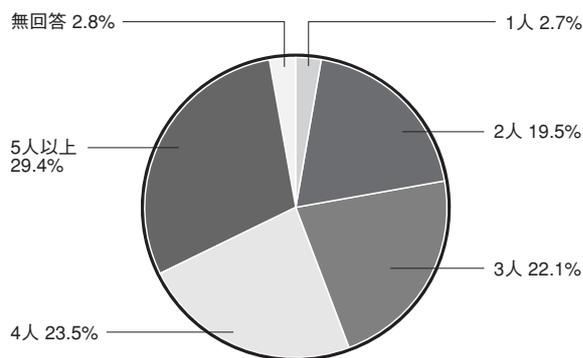
年齢

50歳代、60歳代からの回答が他の年齢層よりやや多くなりました。



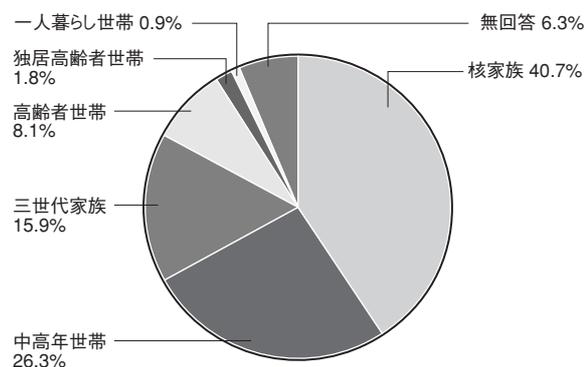
一緒に住んでいる家族の人数

5人以上が最も多く、次いで4人、3人と続いています。



家族構成 ※

核家族が最も多く、次いで中高年世帯、三世代家族と続いています。

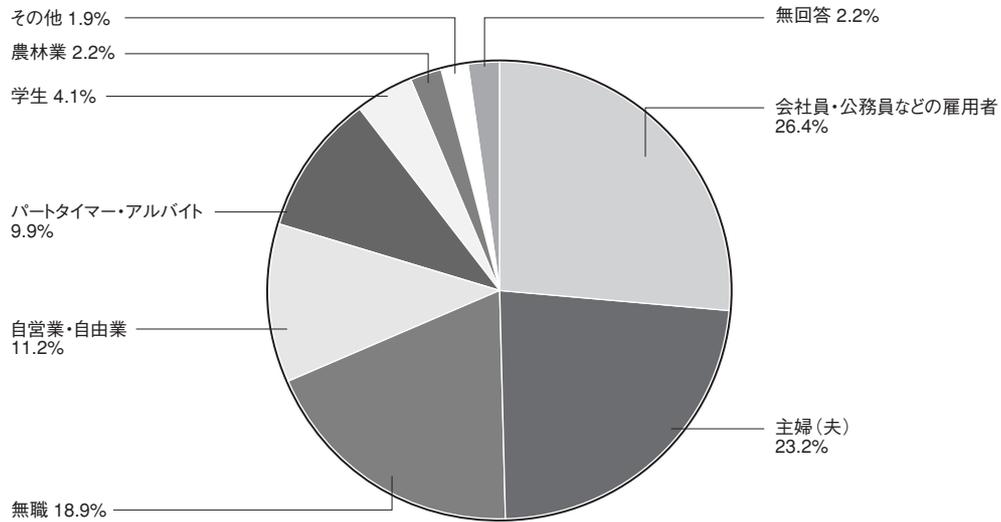


※家族構成の定義

- 核家族：家族人数が2人以上で、59歳以下の方で構成されている家族
- 三世代家族：60歳以上の方、18～59歳の方、18歳未満の方がそれぞれ1人以上で構成されている家族
- 高齢者世帯：家族人数が2人以上で、60歳以上の方のみで構成されている家族
- 中高年世帯：家族人数が2人以上で、18～59歳の方と60歳以上の方で構成されている家族
- 一人暮らし世帯：18歳～59歳の方1人の世帯
- 独居高齢者世帯：60歳以上の方1人の世帯

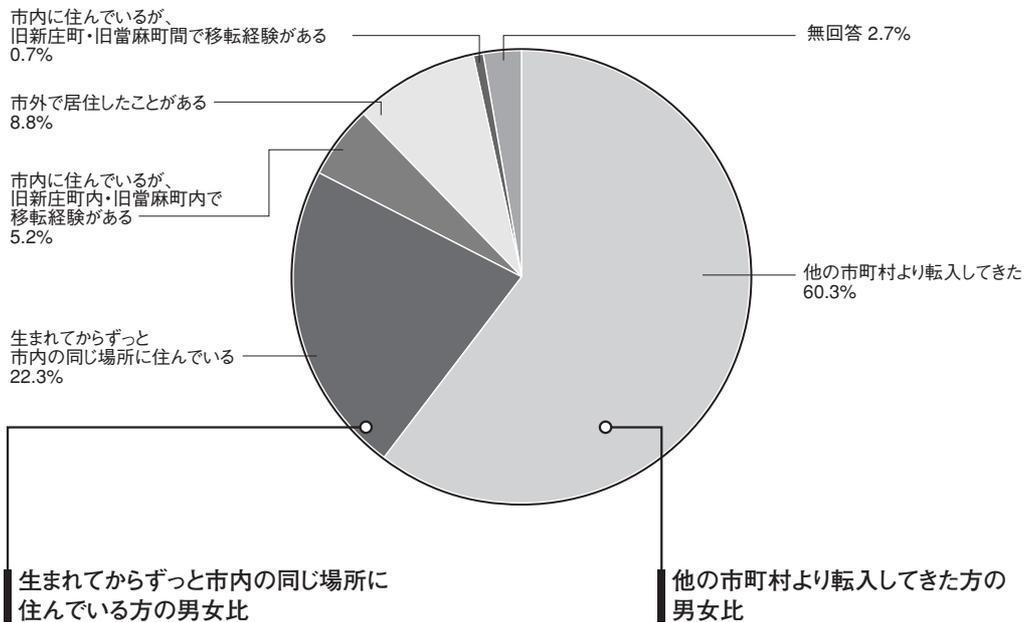
職業

会社員・公務員などの雇用者が最も多く、次いで主婦（夫）、無職と続いています。



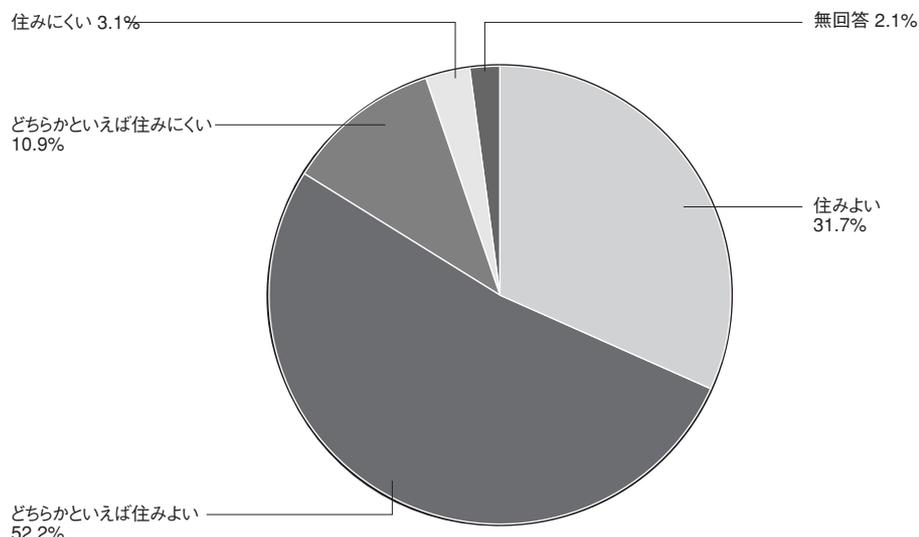
居住状況

「他の市町村より転入してきた」が最も多く、次いで「生まれてからずっと市内の同じ場所に住んでいる人」となりました。他の市町村より転入してきた方の約65%は女性となっています（多くは結婚によるものであると想像されます）。



葛城市の住みやすさ

「どちらかといえば住みよい」が最も多く、次いで「住みよい」となりました。「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を合すると、80%以上の人々が葛城市を住みよいと感じています。



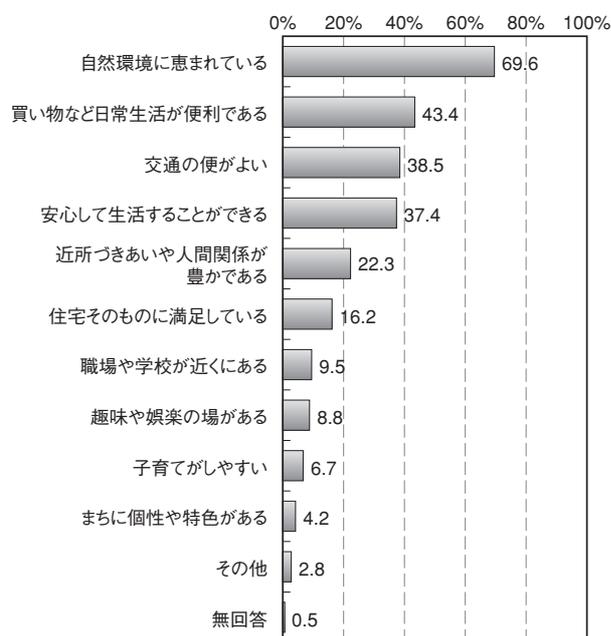
住みよいと感じられる理由と住みにくいと感じる理由

住みよいと感じられる理由は、「自然環境に恵まれている」が最も多く、次いで「買い物など日常生活が便利である」、「交通の便がよい」、「安心して生活することができる」と続いています。

住みにくいと感じる理由は、「交通の便が悪い」が最も多く、次いで「買い物など日常生活が不便である」、「まちに個性や特色がない」と続いています。

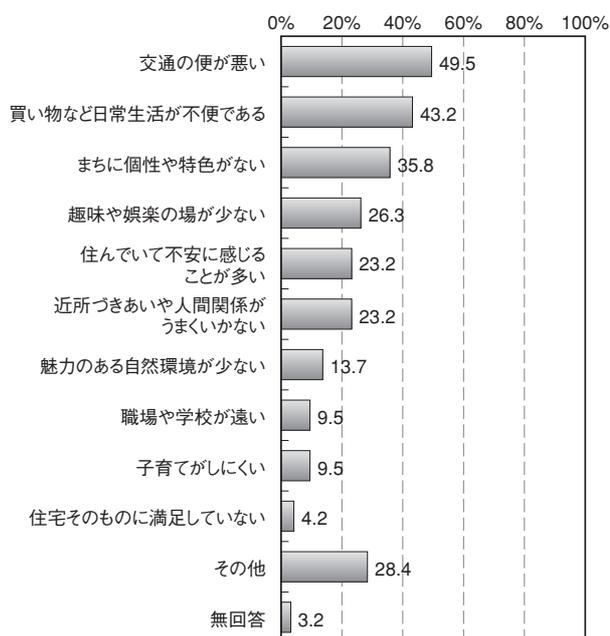
住みよいと感じられる理由

住みよいと感じている人(569人)の割合



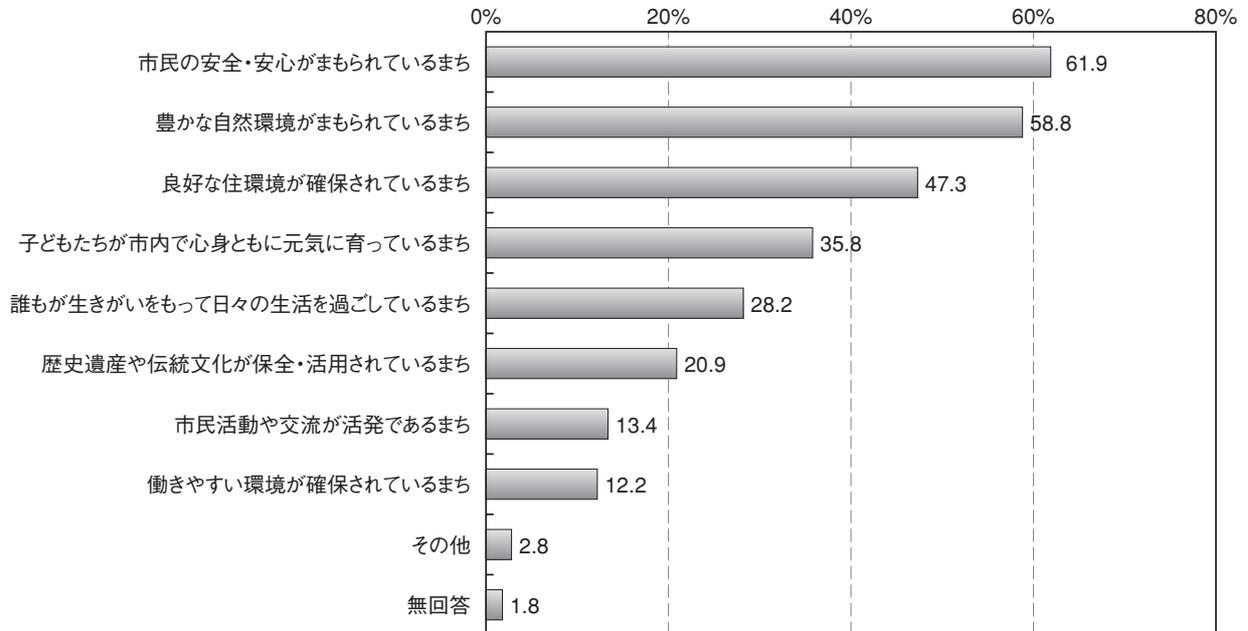
住みにくいと感じられる理由

住みにくいと感じている人(95人)の割合



将来の葛城市の姿

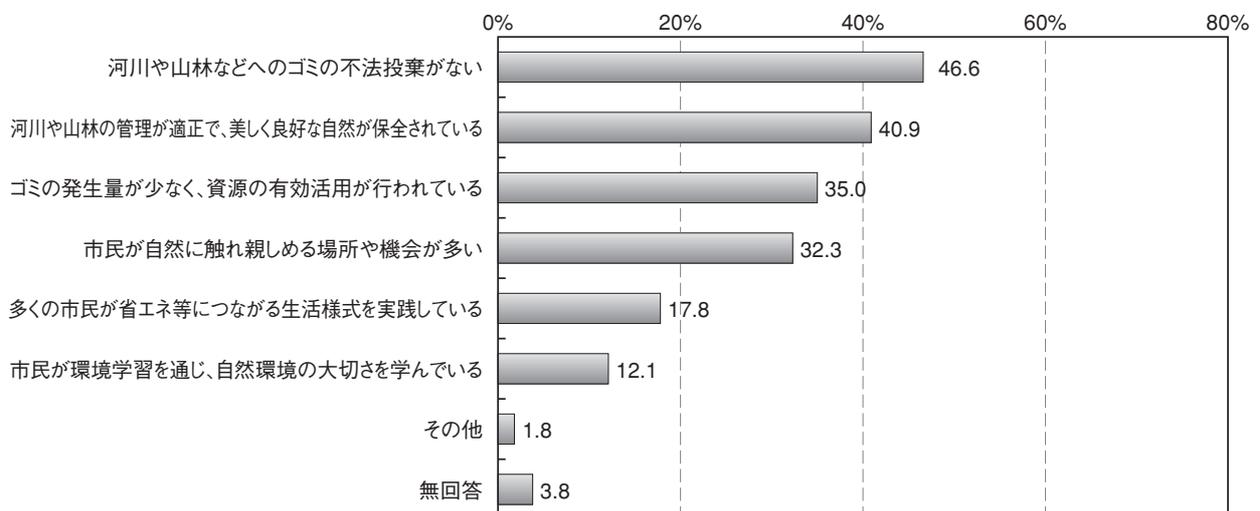
「市民の安全・安心がまもられているまち」が最も多く、次いで「豊かな自然環境がまもられているまち」、「良好な住環境が確保されているまち」、「子どもたちが市内で心身ともに元気に育っているまち」となりました。



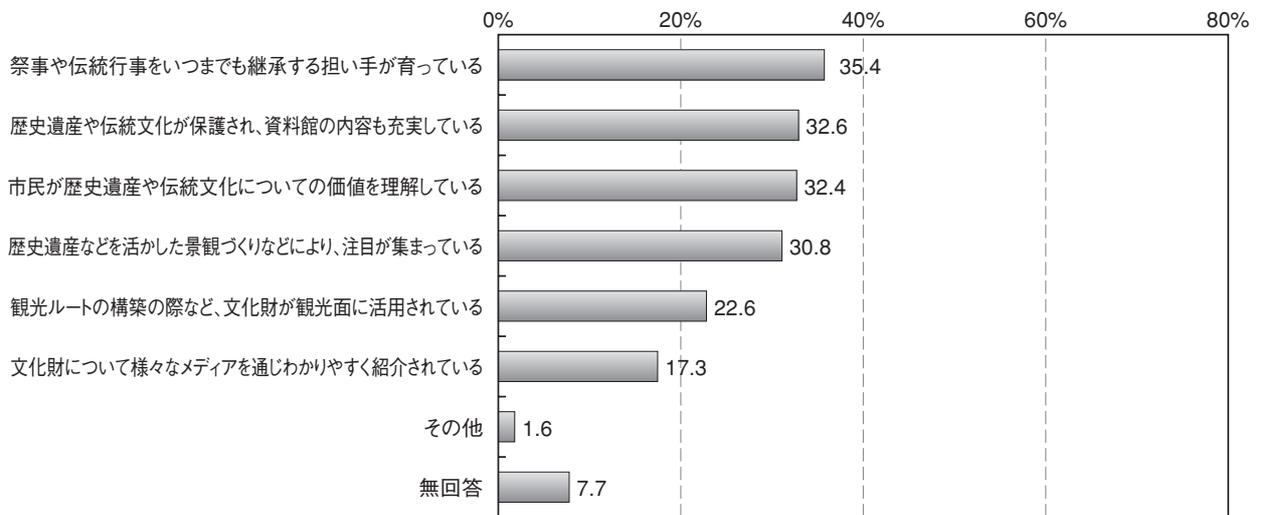
「まちの将来の姿」に対して重要視されること

「将来の葛城市の姿」ごとに、特に重要と思われるまちの状態を具体的にお聞きしたところ、以下のような結果となりました。

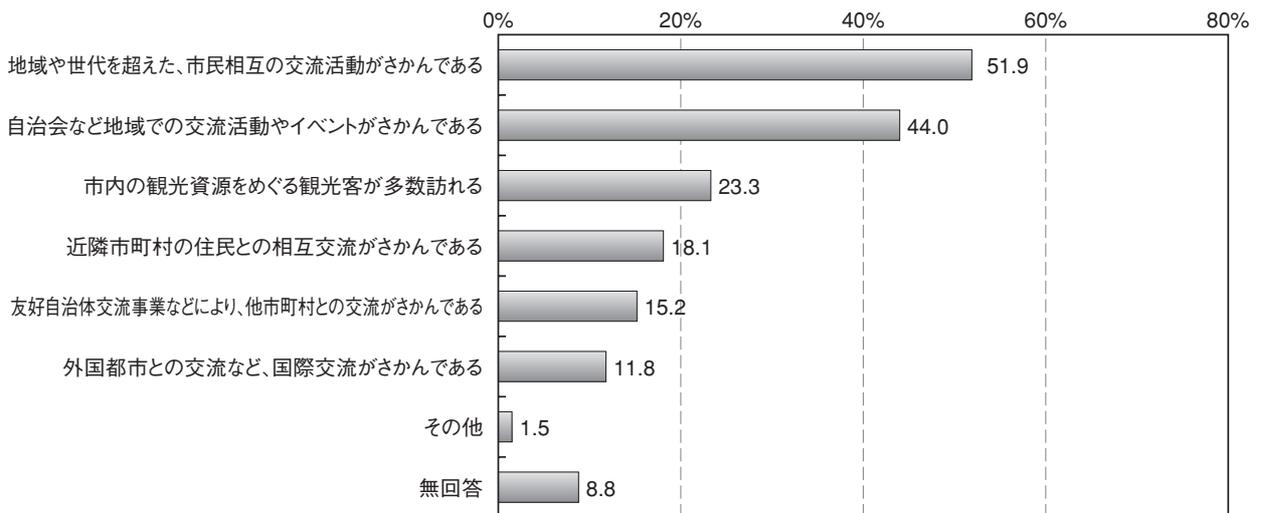
1 『豊かな自然環境がまもられているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



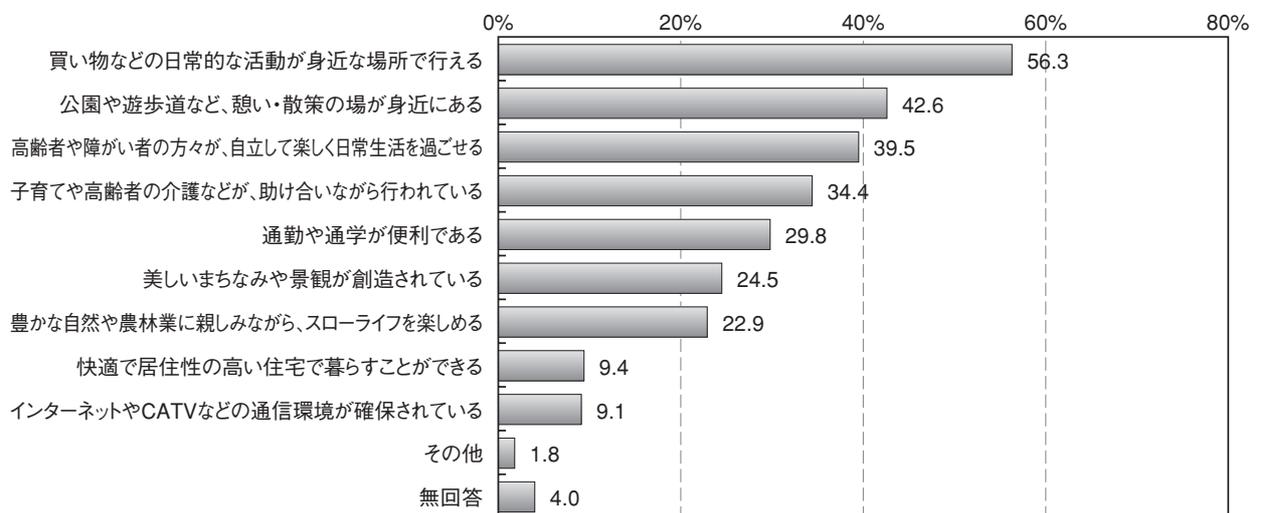
2 『歴史遺産・伝統文化が保全・活用されているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



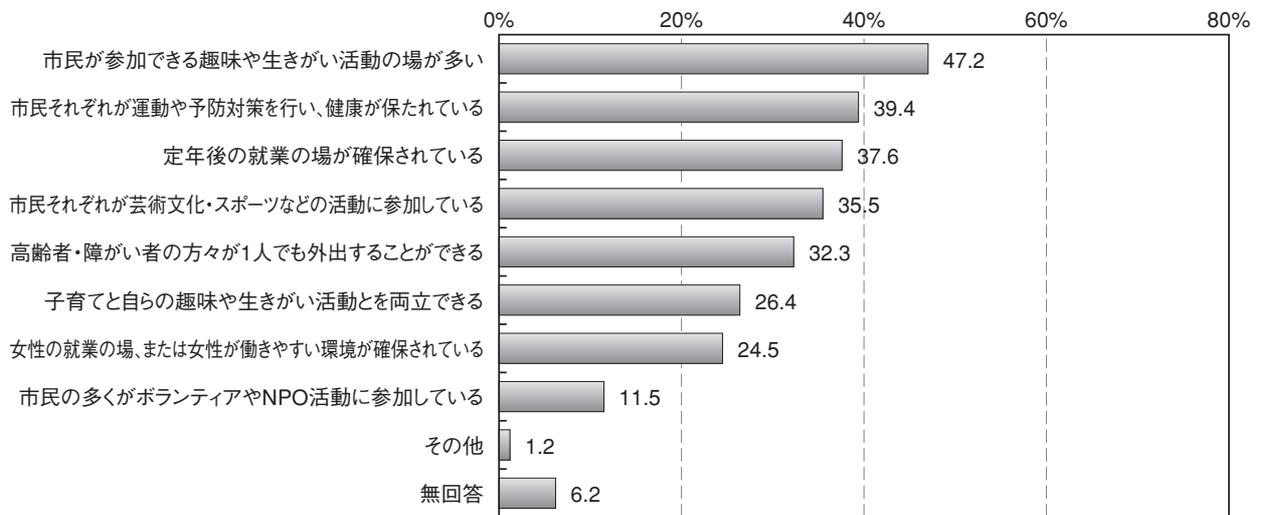
3 『市民活動や交流が活発であるまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



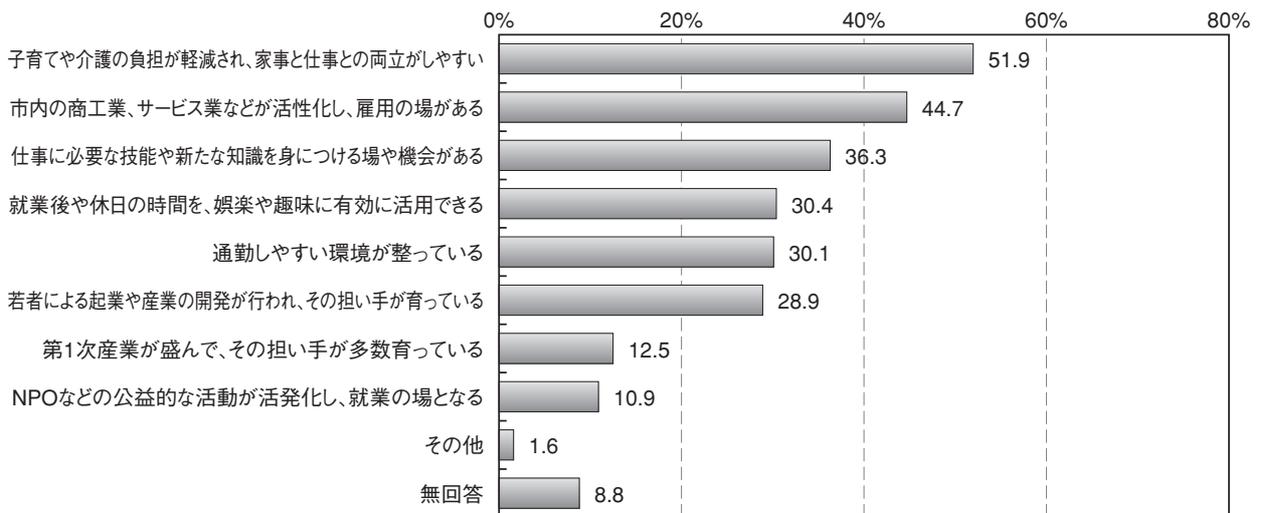
4 『良好な住環境が確保されているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



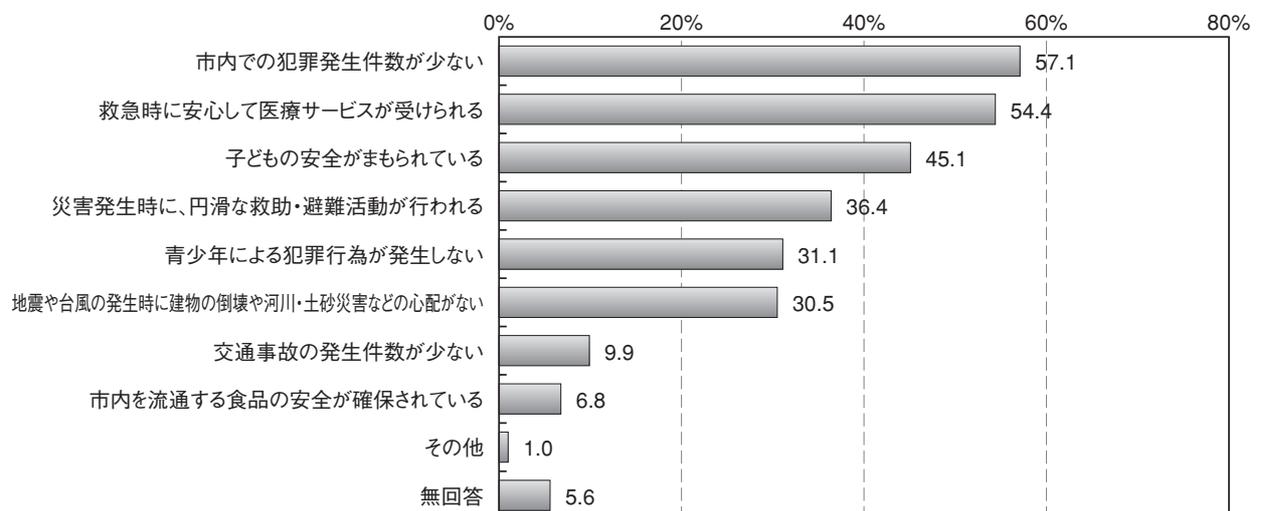
5 『誰もが生きがいをもって日々の生活を過ごしているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



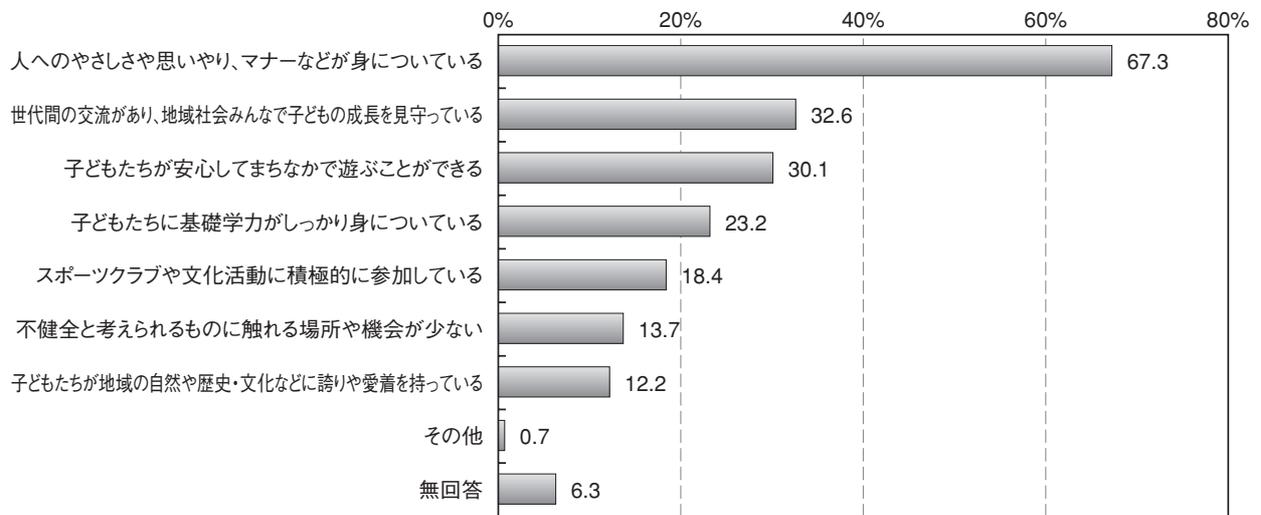
6 『働きやすい環境が確保されているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



7 『市民の安全・安心がまもられているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態

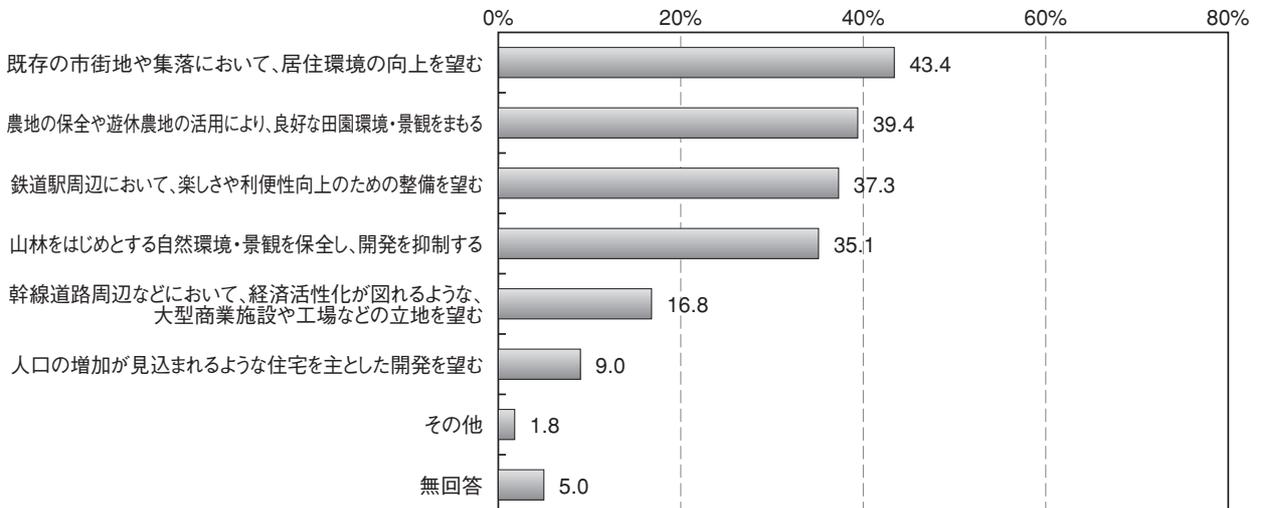


8 『子どもたちが心身ともに元気に育っているまち』をめざす場合、特に重要と思われるまちの状態



土地利用

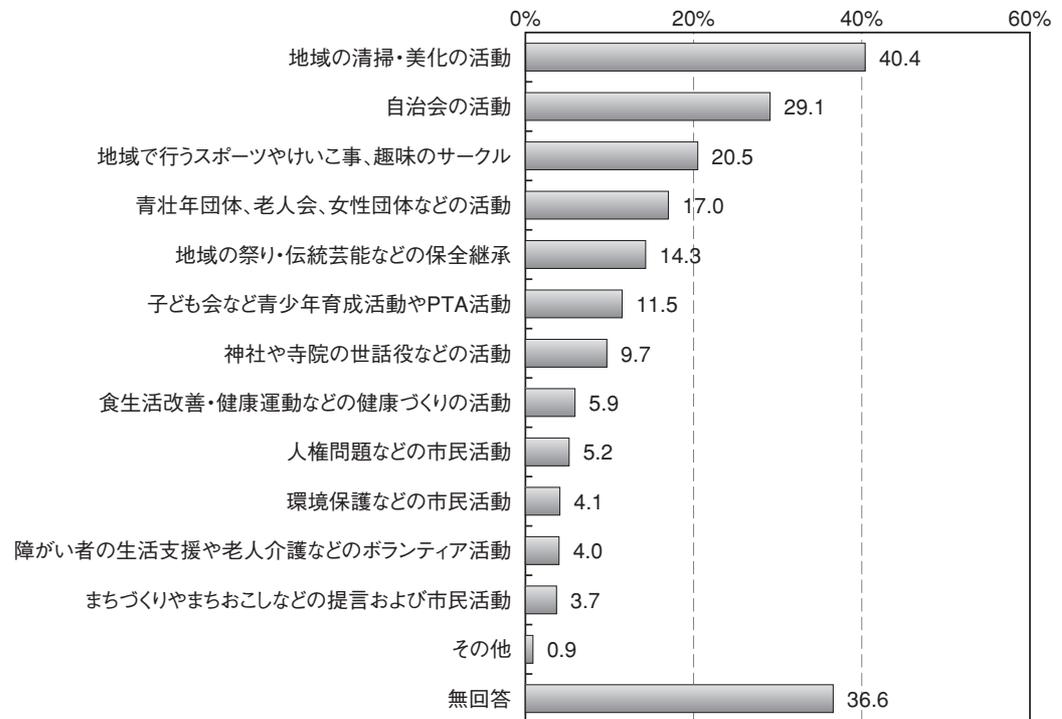
「既存の市街地や集落において、道路の拡幅や防災性の向上など、居住環境の向上を望む」が最も多く、次いで「農地の保全や遊休農地の活用により、良好な田園環境・景観をまもる」、「鉄道駅周辺において、楽しさや利便性向上のための整備を望む」、「山林をはじめとする自然環境・景観を保全し、開発を抑制する」となりました。



地域活動

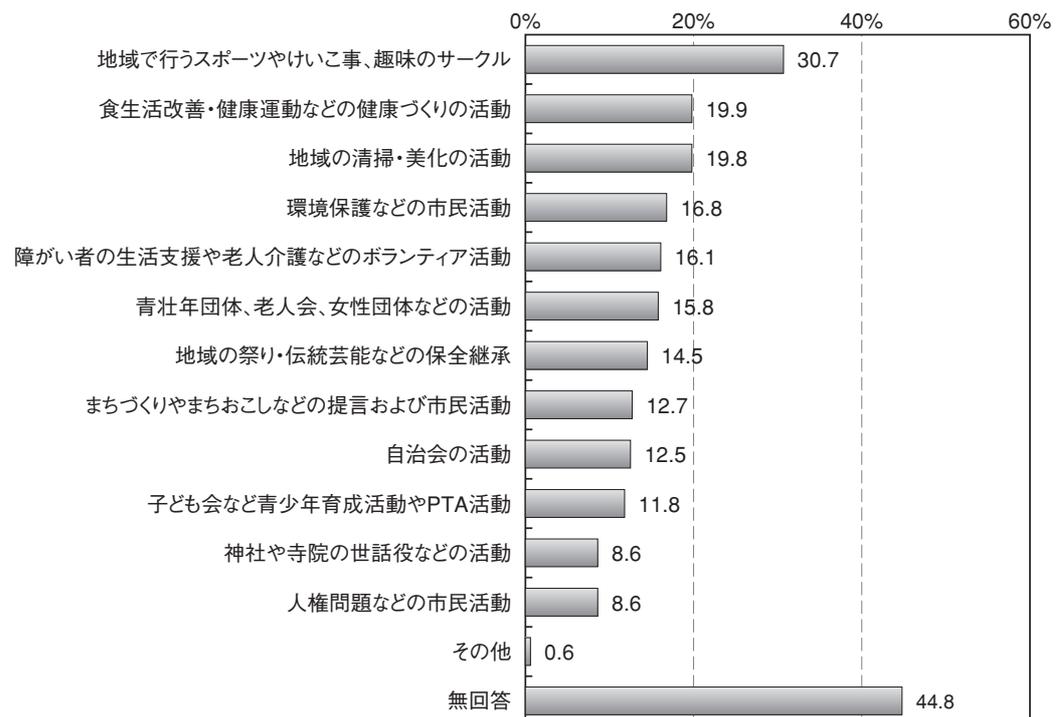
1 この1年間参加している活動

「地域の清掃・美化の活動」に参加していると答えた人が最も多く、次いで「自治会の活動」となりました。なお、どの活動にも参加されていない無回答の方も大きな割合を占めています。



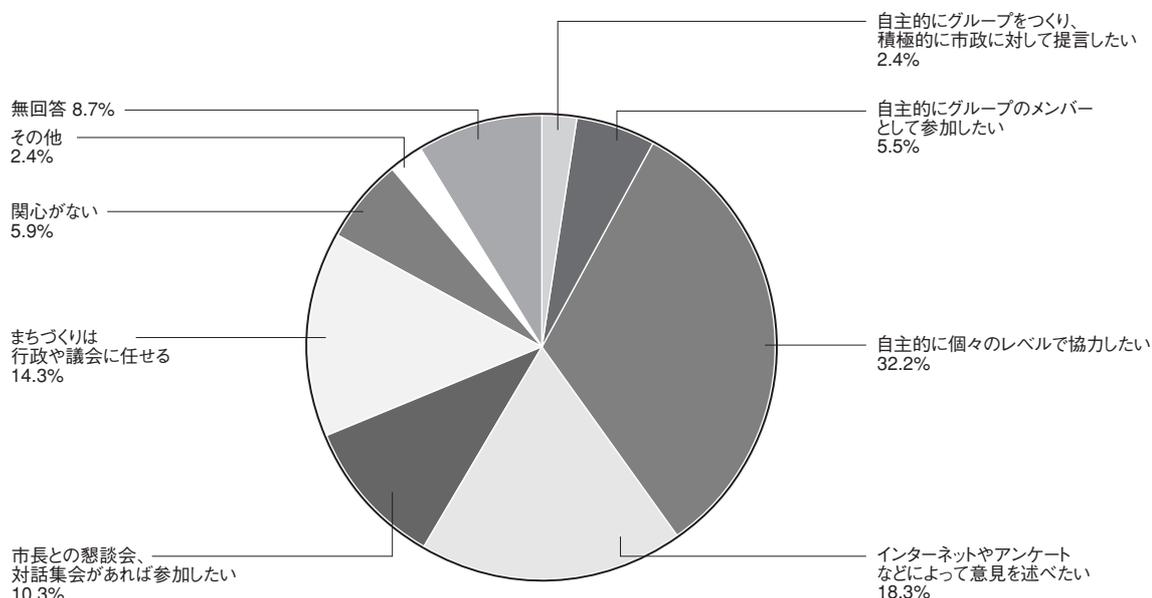
2 今後参加したい活動

「地域で行うスポーツやけいこ事、趣味のサークル」に今後参加したいと答えた人が群を抜いて多く、次いで「食生活改善・健康運動などの健康づくりの活動」、「地域の清掃・美化の活動」となりました。



市政への今後の参加

「自主的に個々のレベルで協力したい」が最も多く、次いで「インターネットやアンケートなどによって意見を述べたい」、「まちづくりは行政や議会に任せる」となりました。



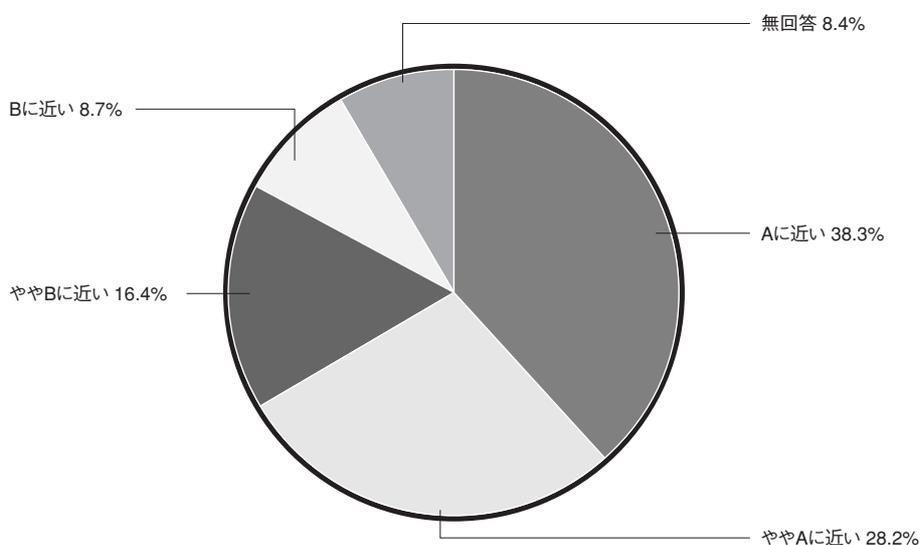
今後行政が果たすべき役割

1 投資・支援の公平性

60%以上の方が『特定の団体にかたよらずに、市民を広く支援するよう、公平性を重視して投資を行うべき』と考えていることがわかります。

A 特定の団体にかたよらずに、市民を広く支援するよう、公平性を重視して投資を行うべき

B まちづくり活動に積極的な市民団体に対してより多くの支援を中心に力を注ぐべき

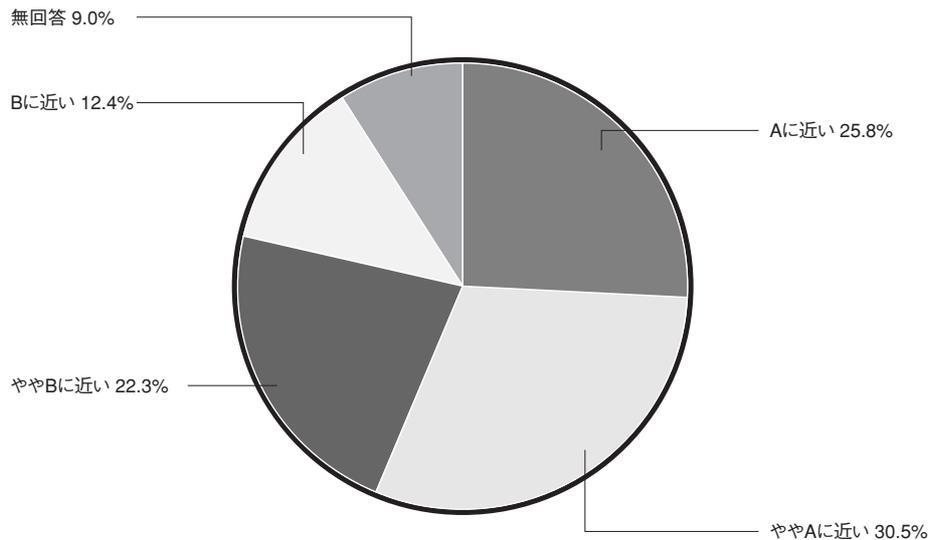


2 民間委託

半分以上の人が「民間にできるサービスはできるだけ民間に任せ、行政体としてはできるだけスリム化を図るべき」と考えていることがわかります。

A 民間にできるサービスはできるだけ民間に任せ、行政体としてはできるだけスリム化を図るべき

B 民間にできるサービスであっても、採算性の低いサービスが切り捨てられる恐れがあるため、できるだけ行政が行うべき

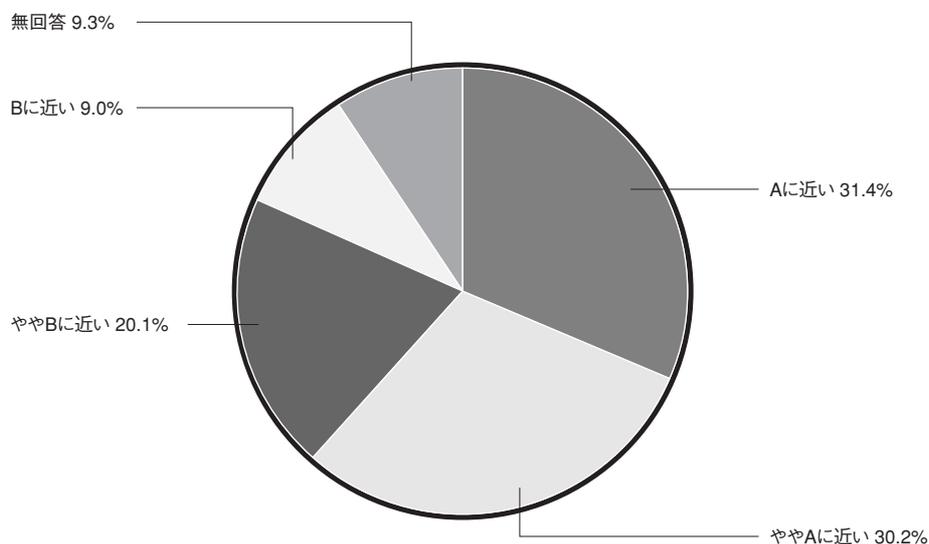


3 地域への密着

60%以上の人が「市民と職員の顔の見える関係が今後重要であり、職員は地域に出向き、市民との直接対話を重視すべき」と考えていることがわかります。

A 市民と職員の顔の見える関係が今後重要であり、職員は地域に出向き、市民との直接対話を重視すべき

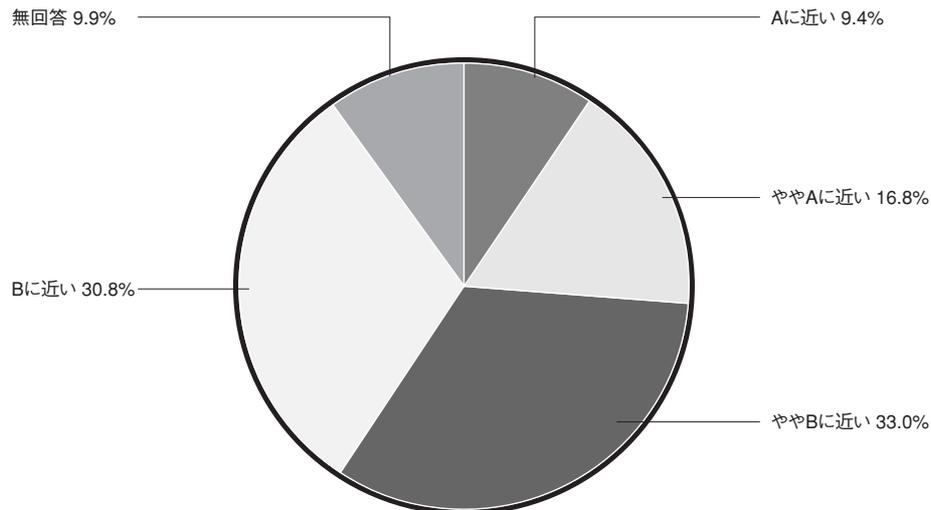
B 効率的かつ迅速な行政運営が今後重要であり、インターネットなどITを積極的に活用した市民の意向把握に努めるべき



4 公共空間の美化

60%以上の人が「公共空間の美化などに関するサービスは行政が責任をもって実施すべき」と考えていることが分かります。

- A 身近な公共空間の美化など、個人や地域住民で行えることは、できるだけ行政が関与すべきでない
- B 公共空間の美化などに関するサービスは行政が責任をもって実施すべき



自由意見

最も多い意見は、市政運営に関することで77件、次いで市民の安全・安心に関すること52件、合併について40件などと続いています。

自由意見の種類		件数
1	市政運営について	77件
2	市民の安全・安心について	52件
3	合併について	40件
4	住環境について	36件
5	市民活動や交流について	28件
6	土地利用や市街地整備について	23件
7	交通環境について	20件
8	子育て・教育について	17件
9	公共施設について	16件
10	自然環境について	14件
11	生きがいの確保について	12件
12	歴史遺産や伝統文化について	6件
13	働きやすい環境について	2件
14	その他（個別要望・質問事項など）	10件
合計		353件

悠久の歴史と次代の英知が織りなす爽快都市^{シティ} 葛城

葛城市総合計画

発行：平成18年10月 葛城市
編集：葛城市企画部企画調整課

〒639-2195
奈良県葛城市柿本166番地
TEL：0745-69-3001(代) FAX：0745-69-6456
URL：<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>



 葛城市



古紙配合率100%再生紙を使用しています。



この冊子は環境に配慮し、
植物性大豆油インキを使用しています。